

令和 6 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 5 9 |

令和 7 年 3 月 1 4 日 (金曜日)

総務委員会会議録

令和7年3月14日 金曜日

午前10時00分開議

午後 5時09分開議（実時間333分）

（八代亜紀さんメモリアル事業について）

（泉支所移転スケジュールについて）

（廃校施設の利活用状況について）

（八代市犯罪被害者等見舞金制度について）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分）
1. 議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第11号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第29号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
1. 議案第25号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 議案第26号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
1. 議案第27号・八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
1. 議案第41号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第28号・八代市公民館条例等の一部改正について
1. 議案第30号・八代市地域振興基金条例の制定について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（令和7年度組織機構再編の概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 谷川登君
委員 太田広則君
委員 高山正夫君
委員 野崎伸也君
委員 百田隆君
委員 山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 松川由美君
財務部次長 加来康弘君
理事兼財政課長 吉永千寿君
納税課長 中山美智代君
財産経営課長 塩塚将朗君
市長公室長 宮川武晴君
人事課長 田中博之君
人事課主幹兼人事係長 松永智秋君
国際課長 秋田大助君
秘書広報課長 中川順一君
総務企画部長 田中孝君
総務企画部危機管理監 豊田正樹君
地域政策課長 松本亨君
危機管理課長補佐 西田昌博君
危機管理課長補佐兼
交通防犯係長 竹井公一君
危機管理課主幹兼
危機管理係長 瀬戸口渉君

危機管理課消防係長	上村圭介君
デジタル推進課長	上野信君
文書統計課長	福田裕之君
泉支所長	田島功一郎君
泉支所地域振興課長	岩田剛君
教育部	
教育部次長	下津恵美君
農林水産部	
農林水産部次長	續良彦君
市民環境部長	濱田浩介君
市民環境部次長兼 人権政策課長 (人権啓発センター所長兼務)	吉井光博君
人権政策課主幹兼 人権同和政策係長	稲崎敬文君
経済文化交流部	
経済文化交流部次長	緒方浩君
観光振興課ふるさと納税推進係長	園田高士君
部外局	
選挙管理委員会事務局事務局長 (公平委員会事務局局長併任)	橋口伸一君
議会事務局長	小野高信君
議会事務局次長	土田英雄君
<hr/>	
○記録担当書記	小谷匠君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

◎議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費、第8款・消防費、第12款・諸支出金について、財務部から説明願います。

○財務部長(松川由美君) 皆様、改めまして、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部、松川でございます。本日はどうぞよろしくお祈りいたします。

それでは、まず、ただいま御案内のありました予算議案、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号中、総務委員会関係分についてでございますが、本日は、消防費も併せまして、財務部加来次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお祈りいたします。

○財務部次長(加来康弘君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の加来でございます。よろしくお祈りいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい。

○財務部次長(加来康弘君) それでは、お手元のタブレットにて、議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第14号をお願いいたします。

総務委員会付託分について説明いたします。

それでは、まず、1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ39億110万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ768億2690万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をそれぞれお祈りしております

が、内容につきましては4ページから記載した表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございます。本年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費の設定を行っております。

1、追加としまして、最初の款3・民生費、項1・社会福祉費の物価高騰重点支援給付金給付事業（不足額給付）4億6320万8000円は、令和6年度に実施した定額減税補足給付の不足分を追加で給付する事業で、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額等が確定した後の事業であるため、その下の項2・児童福祉費の保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）864万2000円は、昨年12月17日に成立した国の補正予算の重点交付金関連事業で、本補正予算を受けて着手するため、次の款4・衛生費、項2・生活環境費の衛生処理センター解体事業7543万2000円は、国の補助事業を活用するに当たり、国との協議により事業の一部を繰り越す必要が生じたため、次の款5・農林水産業費、項1・農業費のうち、農産関係一般事務事業16万2000円は、抵当権設定登記抹消登記請求訴訟の被告が海外に居住しており、1月24日に言い渡された判決文の送達に4か月程度を要するため、次の強い農業づくり支援事業12億8381万7000円のうち、4億9533万5000円は、農業者団体等が共同利用施設等を整備する経費の一部を補助するもので、本補正予算を受けて着手するため、また、7億8848万2000円は、集出荷貯蔵施設に対する補助金で、現場作業員の確保が困難となり、工事が遅れたため、その次の持続的畑作生産体系確立事業3934万5000円も、同じく現場作業員の確保が困難となり、工事が遅れたため、次の土地改良施設維持管理適正化事業2009万7000円は、昭和第二排水機場エンジン分解整備において、納

品に日数を要する部品の交換が必要となったため、次の地籍調査事業7234万円は、国の1次補正に伴い、令和7年度実施予定の事業の一部を前倒しして行うため、5ページに移りまして、款7・土木費、項1・土木管理費の災害危険区域における水準点設置事業（豪雨災害）92万円は、坂本町における国の宅地嵩上げ事業の進捗に遅れが生じたため、次の項5・都市計画費の公園施設長寿命化対策支援事業237万1000円は、国と他市町村との補助事業に係る調整に不測の日数を要し、遊具の発注に遅れが生じたため、次の都市公園安全・安心対策緊急支援事業331万7000円は、公園のトイレ改修で、調査により含有が判明したアスベストの除去に不測の日数を要し、その後の園路改修の発注に遅れが生じたため、次の項6・住宅費の災害公営住宅建設事業150万7000円は、国の補助事業を活用するに当たり、国との協議により、一部繰り越す必要があるため、それぞれ繰り越すものでございます。

次に、下段の表、2、変更の款7・土木費の3つの事業は、いずれも国の1次補正に伴い、令和7年度実施予定分を一部前倒しして行うため、その分を追加するものでございます。

1つ目の項2・道路橋梁費の道路維持事業は、補正前の2113万6000円に1億2400万円を追加し、補正後の金額を1億4513万6000円に、次の項5・都市計画費、1つ目の西片西宮線道路整備事業は、補正前の9394万8000円に5620万円を追加し、補正後の金額を1億5014万8000円に、次の八千把土地区画整理事業ですが、これにつきましては、3月10日の日に正誤表を出させていただいているところでございますが、正しくは八千把地区土地区画整理事業でございます。大変失礼いたしました。八千把地区土地区画整理事業は、補正前の8720万円に660万円を追加し、補正後の金額を9380万円としてお

ります。

次の款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費のうち、林道施設災害復旧事業は、補正前8483万1000円に6534万4000円を追加し、補正後の金額を1億5017万5000円としております。これは、林道菊池一人吉線など3路線に係るもので、大雨等の影響による工程の遅れや、入札不調により工期確保が困難となったことなどにより追加するものでございます。

次の林道施設災害復旧事業（豪雨災害）は、補正前2億8000万円に2909万8000円を追加し、補正後の金額を3億909万8000円としております。これは、林道南川内線に係るもので、被害箇所拡大崩壊の兆候があり、経過観察等の調査に不測の日数を要したため、追加するものでございます。

6ページをお願いします。

第3表、地方債補正はいずれも変更で、上から災害時拠点強靱化緊急促進事業は、補正前の限度額1670万円に100万円を追加し、1770万円、次の土地改良事業は、補正前の限度額1億9070万円に6100万円を追加し、2億5170万円、次の道路整備事業は、補正前の限度額8億8030万円に6050万円を追加し、9億4080万円、次の河川海岸整備事業は、補正前の限度額1億3760万円に2010万円を追加し、1億5770万円、次の街路整備事業は、補正前の限度額2億4590万円に6520万円を追加し、3億1110万円、次の土地区画整理事業は、補正前の限度額1億1120万円に330万円を追加し、1億1450万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページをお願いします。

上段の表、款1・市税、項1・市民税、目

1・個人では6196万6000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、中段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税では5億4515万円を追加しておりまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金は2億6310万5000円を追加しております。このうち、節1・社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金4500万円は、障害福祉サービス事業における支援、援助の件数及び1件当たりの金額の増加による給付費の不足を補う国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の節2・児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付交付金1億5119万9000円は、私立保育所保育事業及び施設型給付事業において、国の公定価格改定による給付費の不足を補う国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の節3・生活保護費負担金6690万6000円は、生活保護給付事業における、高齢や単身の保護世帯増加による生活扶助、住宅扶助の増加のほか、1人当たりの医療費の増加により不足する生活保護費を補う国の交付金で、交付率は4分の3でございます。

11ページをお願いします。

上段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4億6320万8000円は、今年度実施してまいりました定額減税の減額実績が不足する場合に実施する不足額給付の経費に充てるものでございます。

次の目4・土木費国庫補助金では9490万円を追加しております。そのうち、節1・道路橋梁費補助金の道路維持事業交付金6350万

円は、国の1次補正予算に伴い、令和7年度の予定の一部を前倒して実施する事業の経費の一部を補助する国の補助金で、補助率は2分の1または10分の5.5でございます。

次の節3・都市計画費補助金では3140万円を追加しております。内訳としまして、説明欄1つ目の西片西宮線道路整備事業交付金2810万円と、説明欄2つ目の八千把地区土地区画整理事業交付金330万円は、いずれも国の1次補正に伴い、令和7年度の予定の一部を前倒して実施する事業経費の一部を補助する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、中段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金では9809万9000円を追加しており、節1・社会福祉費負担金の2250万円と、節2・児童福祉費負担金の7559万9000円は、いずれも先ほど国庫負担金で申しました事業に係る給付費の不足を補う県の負担金で、交付率は4分の1でございます。

次に、下段の表、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金の熊本県生活交通維持・活性化総合交付金(定額)2423万円は、本市の地方バス路線維持事業及び乗合タクシー運行事業に係る経費の一部を補助する県の定額交付金でございます。

12ページをお願いします。

上段の表、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金は889万5000円を追加しております。内訳としまして、説明欄1つ目の地方単独費用補助金25万3000円は、先ほど国庫支出金で説明しました施設型給付事業における措置費の増加分に係る県の補助金で、補助率は2分の1でございます。

説明欄2つ目の保育所等物価高騰対策支援金補助金(定額)864万2000円は、物価高騰の影響に直面する保育所等の運営を支援するための支援金給付の経費に係る県の定額補助で

ございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で5億5028万5000円を追加しております。内訳としまして、説明欄1つ目の強い農業づくり総合支援交付金4億9533万5000円は、農業者団体等が共同利用施設等を整備する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

説明欄2つ目の水利施設管理強化事業補助金69万5000円は、土地改良区が管理する農業水利施設における電気料高騰分の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

説明欄3つ目の地籍調査事業補助金5425万5000円は、国の1次補正予算に伴い、令和7年度の予定の一部を前倒して実施する事業の経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

次の中段の表、款18、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金では、ふるさと元気づくり応援寄附金13億円を追加しております。これは、ふるさと納税の寄附金が当初の22億円の予定を上回り、35億円へ増加する見込みから補正するものでございます。

次の下段の表、款20、項1、目1、節1・繰越金は2億8016万2000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

13ページをお願いいたします。

款22、項1・市債、目3・衛生債、節1・保健衛生債の災害時拠点強靱化緊急促進事業負担金100万円は、熊本労災病院が行う当該事業に係る本市負担分経費の一部に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

次の目4・農林水産業債、節1・農業債は8110万円を追加しております。説明欄記載の県営経営体育成基盤整備事業負担金1710万

円、県営排水対策特別事業負担金4390万円、県営海岸保全事業負担金2010万円は、いずれも国の1次補正に伴い、令和7年度実施予定の県営土地改良事業が一部前倒しで実施されるための負担金に充てるもので、充当率100%の公共事業等債です。

次の目6・土木債、節1・道路橋梁債の市内一円道路整備事業6050万円は、充当率100%の公共事業等債、節4・都市計画債の6850万円のうち、南部幹線道路整備事業3710万円及び西片西宮線道路整備事業2810万円は、充当率100%の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、八千把地区土地区画整理事業330万円は、充当率100%の公共事業等債で、いずれも国の1次補正に伴い、令和7年度の実施予定の一部を前倒して実施する事業の経費に充てるものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明いたします。

14ページをお願いします。

上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では9億2906万9000円を追加しております。説明欄1つ目の職員給与経費（退職手当）2億1006万9000円は、退職者が見込みより増加したことにより退職手当の不足額を追加するものでございます。説明欄2つ目のふるさと納税事業7億1900万円は、先ほど歳入の寄附金で申しました、ふるさと元気づくり応援寄附金が当初の予定を上回るため、それに伴う返礼品代や委託料の不足などを追加するものでございます。

次の目7・交通防犯対策費は、生活交通確保維持事業2億8259万7000円を追加しております。先ほど歳入の県補助金で申しました、地方バス路線維持費補助金として、バス事業者の欠損額について、産交バスなど17系統分の路線維持のため補助するほか、乗合タクシー運行事業補助金として、運賃改定、路線新設、運

行見直しによる経費の増加に伴い、補助金の不足額を補正するものでございます。

次の目11・諸費では1742万2000円を追加しております。このうち、説明欄1つ目の国庫支出金等返還金事業1042万2000円は、過年度の国庫支出金の精算に伴う超過交付分の返還金として、また、説明欄2つ目の市税還付金事業700万円は、過年度の市県民税等に高額な還付金が生じたことで、還付金の不足が見込まれるため、それぞれ追加するものでございます。

少し飛びまして、17ページをお願いします。

款8、項1・消防費、目1・常備消防費、節18・負担金補助及び交付金は、広域行政事務組合負担金事業で1395万2000円を追加しております。これは、広域行政事務組合において、人事院勧告に伴う人件費の増額補正があったことから、負担金を補正するものでございます。

次に、18ページをお願いします。

下段の表になります。

款12・諸支出金、項1・基金費、目3・減債基金費は1億9653万4000円を追加しております。これは、国の補正予算において、普通交付税に臨時財政対策債償還基金費が創設されたことから、令和7年度及び令和8年度において、2分の1ずつ臨時財政対策債の償還費とするため、積み立てるものでございます。

次の目4・ふるさと八代元気づくり応援基金費は5億8100万円を追加しております。これは、ふるさと八代元気づくり応援寄附金が当初の見込みを上回るため、基金積立金を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 職員給与経費で、退職

金のやつで、増加ということでしたけど、見込みより何名増えたのか。あと、すいません、続けて質問しても大丈夫ですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 生活交通確保維持事業で県支出金の定額2423万円というのがありましたけれども、こちらについて、昨年度より上がったか下がったか。

あと、国県支出金の返還事業ということですが、これ何の事業からの返還金か。

あと、市税還付金事業ですけど、高額の還付金が生じた理由というのを教えてください。

○人事課長（田中博之君） おはようございます。人事課の田中でございます。

まず、退職金の増加ということですが、当初の予算なんですけども、定年延長による61歳の定年退職者、今回定年延長61歳が定年退職者になっておりますので、16人分をまず計上しておりました。補正分としましては、60歳を迎えた方での退職者が4人。あと早期退職者が4人。あと普通退職者が17人中の対象のうち10名分が今回退職金の対象。それと死亡退職者が2名などによりまして、今回の2億1000万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○地域政策課長（松本 亨君） おはようございます。地域政策課、松本でございます。

路線バス等に対します県の補助金の増減につきましてでございますけれども、令和6年度が先ほど申し上げました2423万円。昨年度、令和5年度につきましては1875万7000円ということで、約550万円ほど増額となっております。この増額の理由は、この補助につきまして、県の予算がございまして、その予算を県内の市町村に配分するというようになっておまして、配分率のほうが昨年12.1%から今年度15.6%ということで、配分率が

上がっております。この理由につきましては、考えられるのは、ほかの市町村の路線の減少ですとかというのが考えられるところでございます。

以上でございます。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課、吉永です。

3点目の国県支出金等返還金事業、これが何の分かということについてお答えします。金額は1042万2000円ですけれども、これは令和5年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の精算に伴って、超過交付分があったということで、それを返還することになります。今、3月になったのを一応お伝えしますと、本来超過交付があったということで、令和6年度の年度初めは、令和6年度にもおなじ交付金が来てる部分があったので、その歳入を還付しようと思ったんですけども、県のほうから、それは還付をせずに相殺処理を令和6年度でやっていいよという指示があつたんですが、ちょっと年末になってその相殺ができないという情報が来まして、やっぱ返還してくださいと、歳出でということになりましたので、今回補正にその分だけを上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○納税課長（中山美智代君） 納税課、中山です。よろしく申し上げます。

市税の還付金事業につきましては、毎年5000万円の当初予算として計上しております。基本的には納税者等の申告等に基づいて行うものですが、特に法人市民税の還付については、制度上、個別企業の業績に左右されるため、事前の見込みは困難であります。今回はそれに加え、市県民税において高額還付が例年より多く発生しております。想定外の不足が生じたため、補正をお願いするところです。詳しい内容につ

きましては、個人情報等もありますので、ここの御説明は控えたいと思います。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第3号・令和6年度八代市一般会計補正予算、第14号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部長（松川由美君） それでは、引き続きよろしくお願いたします。

令和7年度の予算議案になりますけれども、まず最初に、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、総務委員会関係分につきまして、まず、歳入全体及び歳出の総務費とその他関係分については、財務部の加来次長から、議会費につきましては、議会事務局から、消防費につきましては、総務企画部からそれぞれ説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。引き続きよろしくお願いたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○財務部次長（加来康弘君） それでは、お手元の議案書にて、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算をお願いたします。

総務委員会付託分のうち、まず、歳入等について説明いたします。説明に当たりましては、新規の案件や予算額の大きいものを中心に説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ769億7740万円としております。

また、第2条で債務負担行為を、第3条で地方債をお願いしておりますが、内容につきましては、7ページ以降で説明いたします。

次に、第4条の一時借入金でございますが、本市の歳計外現金に不足が生じた場合、その支払いの資金を補うため、一時的に金融機関から借入れを行う際の限度額を85億円と定めております。

次に、第5条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

それでは、7ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。

最初の基幹業務システム使用料は、期間を令和8年度から令和12年度まで、限度額を1億560万2000円としております。これは、令和7年度に財務会計など基幹システムを更新することによる5年間のシステム使用料に係るものでございます。

次の地方公共団体情報システム運用経費（令和7年度運用開始分）は、期間を令和8年度から令和10年度まで、限度額を776万200

0円としております。これは、令和6年度に着
手した自治体情報システムの標準化、共通化に
伴う導入経費で、ガバメントクラウド運用管理
経費、システム使用料の令和7年度改修分の追
加でございます。

少し飛びまして、中ほどの収納支援システム
使用料（システム標準化対応）は、期間を令和
8年度から令和12年度まで、限度額を336
2万1000円としております。これは、令和
7年度に標準化に対応したシステムに更新する
ことによる、5年間のシステム使用料でござい
ます。

次に、障がい者計画策定業務委託は、期間を
令和8年度まで、限度額を420万円としてお
ります。これは、令和9年度からを期間とする
八代市障がい者計画の策定業務に係るものでご
ざいます。

次の健康管理システム賃借料は、期間を令和
8年度から令和12年度まで、限度額を491
万6000円としております。これは、システ
ム標準化対象外のもので、更新するシステムの
使用料でございます。

次の環境センター運営委託（マテリアルリサ
イクル推進施設）は、期間を令和8年度から令
和12年度まで、限度額を7億3322万70
00円としております。これは、同施設の5年
間の管理運営委託でございます。

次の令和7年度土地改良融資事業に対する元
利補給金は、期間を令和8年度から令和22年
度まで、限度額を6891万6000円として
おります。これは、土地改良融資事業において、
融資を受けた償還金に対する助成金でございま
す。

8ページをお願いします。

企業振興促進条例補助金（令和7年度）は、
期間を令和8年度から令和11年度まで、限度
額を8000万円としております。これは、企
業振興促進条例に基づく適用を受けた1社の工

場等建設補助金に係る経費でございます。

次の市営住宅施設管理業務委託は、期間を令
和8年度から令和9年度、限度額を1億697
4万1000円としております。これは、市営
住宅のさらなる適正な維持管理や居住水準の向
上を図るため、専門的知見を持つ民間事業者に
管理業務を委託するものでございます。

次の泉中学校寄宿舎生徒送迎用車両リース経
費は、期間を令和8年度から令和11年度、限
度額を142万2000円としております。こ
れは、寄宿舎を利用する生徒の自宅と寄宿舎間
の移動を支援する車両のリースでございます。

9ページをお願いします。

第3表、地方債でございますが、それぞれ、
起債の目的、限度額、起債の方法などを定めて
おります。詳細につきましては、49ページか
ら51ページの款22・市債で説明いたします。

続きまして、14ページをお願いします。

歳入でございます。

款1・市税から款12・交通安全対策特別交
付金につきましては、令和6年度の決算見込み
や国の地方財政計画などを参考に見込んだとこ
ろでございます。

それでは、まず、上段の表、款1・市税でご
ざいます。項1・市民税、目1・個人で53億
8000万円、目2・法人で9億9000万円
を計上しております。前年度と比較して、個人
で3億2500万円の増加、法人で1600万
円の減少を見込んでおります。全体としまして
は、個人分の増加は、定年延長の定着や賃金の
上昇など、法人分の減少は、物価コストの高騰
やその価格転嫁の遅れなどを踏まえて見込んで
おります。

次に、下段の表、項2、目1・固定資産税は
88億4466万5000円を計上しておりま
す。宅地の下落幅の縮小と農地等の宅地化など
で、土地の税収は前年度同様と見込んでおりま
すが、新築・増築家屋の増加などによる家屋分

の増収により、前年度と比較して1億6066万5000円の増加を見込んでおります。

15ページをお願いします。

上段の表、項3・軽自動車税では、目1・環境性能割は3200万円、目2・種別割は4億9100万円を計上しております。調定額の伸び率などから前年度比3800万円の増額を見込んでおります。

次に、中段の表、項4、目1・市たばこ税は9億2500万円で、地方財政計画や喫煙率の動向などを参考に、前年度比2900万円の減を見込んでおります。

16ページをお願いします。

款2・地方譲与税ですが、上段の表、項1、目1・地方揮発油譲与税は1億2400万円で、地方財政計画などから前年度比200万円の減を見込んでおります。次の中段の表、項2、目1・自動車重量譲与税は4億円で、地方財政計画などから前年度と同額を見込んだところでございます。その下、下段の表、項3、目1・森林環境譲与税は1億4555万8000円で、令和6年度決算見込みから前年度比1555万8000円の増を見込んでおります。

17ページをお願いします。

上段の表、項4、目1・特別とん譲与税3000万円から、18ページにかけまして、上段の表の、款5、項1、目1・株式等譲渡所得割交付金1億1000万円までにつきまして、地方財政計画などから見込んだところでございます。

次に、中段の表、款6、項1、目1・法人事業税交付金2億9500万円、その下の下段の表、款7、項1、目1・地方消費税交付金32億2400万円から、19ページに移りまして、下段の表、款10、項1・地方特例交付金、目1・減収補てん特例交付金1億800万円までは、いずれも前年度の決算見込みなどから見込んだところでございます。

20ページをお願いします。

上段の表、項2、目1・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は680万円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行った中小事業者等に対する固定資産税の軽減額を補填する交付金でございます。

次に、中段の表、款11、項1、目1・地方交付税は169億7100万円でございます。これは、普通交付税における合併特例債や災害復旧事業債、償還額等の算入に基づく基準財政需要額の増及び地方財政計画の伸び率を参考に、今後の予定される補正予算の財源分も見込みながら、前年度比4.8%、7億7400万円の増としております。

21ページをお願いします。

上段の表、款13・分担金及び負担金、項1・分担金、目1・農林水産業費分担金は6140万円で、前年度比140万円の増でございます。これは、節2・水産業費分担金の熊本八代海地区水産環境整備事業分担金140万円が加わった分でございます。

次に、下段の表、項2・負担金のうち、目1・総務費負担金1249万円は、八代地域イントラネット運用負担金に係る氷川町負担分933万7000円が主なものでございます。

2つ目の目2・民生費負担金は6066万9000円を計上しております。主なものは、節1・社会福祉費負担金5790万5000円のうち、説明欄1つ目、老人福祉施設入所者負担金4601万4000円でございます。

22ページをお願いします。

上段の表、目3・衛生費負担金は1億4012万7000円を計上しております。主なものは、節2・生活環境費負担金1億2997万円で、内訳は、説明欄1つ目、環境センター管理運営費負担金6057万5000円及び環境センター特別負担金6939万5000円ござ

います。

次に、少し飛びまして、下段の表の款14・使用料及び手数料でございます。

項1・使用料、目1・総務使用料は4494万6000円を計上しております。説明欄1つ目、新八代駅東口駐車場使用料1733万8000円、3つ目、庁舎使用料1204万9000円、説明欄5つ目、コミュニティセンター使用料1442万2000円が主なものでございます。

一つ飛びまして、目3・衛生使用料の2693万8000円は、節1・保健衛生使用料2077万5000円のうち、説明欄1つ目、斎場使用料835万2000円、3つ目、千丁健康温泉センター使用料（温泉入館料）1241万5000円が主なものでございます。

少し飛びまして、24ページをお願いします。

中段の目6・土木使用料は2億3488万7000円を計上しております。このうち主なものは、節1・道路橋梁使用料4531万9000円のうち、電柱等の道路占用料4128万8000円、節4・住宅使用料1億8633万9000円のうち、33団地分の公営住宅使用料1億8390万8000円でございます。

一つ飛びまして、目8・教育使用料は2759万2000円を計上しております。このうち主なものは、25ページに続きまして、節3・社会教育施設使用料1188万円のうち、説明欄1つ目の公民館使用料335万1000円、その次の鏡文化センター施設使用料400万円、節4・社会体育施設使用料997万1000円のうち、26ページに続きまして、説明欄1つ目の夜間照明使用料459万4000円などでございます。

次に、下段の表、項2・手数料、目1・総務手数料は6157万1000円を計上しております。節3・戸籍住民基本台帳手数料4736万9000円が主なものでございます。

次の目2・衛生手数料は4億3558万1000円を計上しております。令和6年10月からの環境センターの搬入ごみ処理手数料の引上げなどにより、前年度比8264万6000円の増としております。主なものは、節2・生活環境手数料4億3211万3000円のうち、説明欄1つ目、搬入ごみ処理手数料2億1616万8000円、説明欄最後の有料指定袋（ごみ）処理手数料2億852万6000円などでございます。

飛びまして、27ページをお願いします。

下段の表、款15・国庫支出金でございます。

項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金は97億9695万3000円を計上しております。児童手当拡充の通年ベース化などにより、前年度比12億5689万7000円の増としております。このうち主なものとしましては、節1・社会福祉費負担金24億412万5000円のうち、説明欄1つ目、国民健康保険基盤安定保険者支援分負担金1億6470万6000円、4つ目の障害者自立支援給付費負担金16億6889万1000円、28ページに続きまして、説明欄2つ目の障がい児通所支援事業負担金3億445万8000円、次の段の節2・児童福祉費負担金50億2397万3000円のうち、説明欄1つ目の子どものための教育・保育給付交付金27億2533万7000円、2つ目の児童手当交付金20億6236万円、4つ目の児童扶養手当給付費負担金2億1522万2000円、次の段の節3・生活保護費負担金23億6885万5000円などでございます。

一つ飛びまして、目3・災害復旧費国庫負担金2億4645万5000円は、令和4年台風14号及び令和6年台風10号により被災した市道五家荘一椎葉線の災害復旧に係る国の負担金でございます。

29ページに移りまして、項2・国庫補助金、

目1・総務費国庫補助金は8億628万1000円を計上しております。主なものは、説明欄1つ目のマイナンバーカード交付事務費補助金7947万9000円、5つ下の宅地嵩上げ安全確保事業補助金2億1653万円、2つ下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4億6523万7000円などがございます。

次の目2・民生費国庫補助金は3億8498万円を計上しております。私立保育所1施設において実施されている施設整備への補助が令和6年度で終了したことなどから、前年度比6949万9000円の減を見込んでおります。このうち主なものは、節1・社会福祉費補助金7354万3000円のうち、説明欄1つ目、地域生活支援事業補助金4951万8000円、次の節2・児童福祉費補助金3億571万1000円のうち、説明欄3つ目、子ども・子育て支援交付金1億9212万4000円、その2つ下の妊婦のための支援給付交付金7910万7000円などがございます。

次の目3・衛生費国庫補助金は1億8818万4000円を計上しております。新型コロナウイルスワクチン助成の新規追加などにより、前年度比2499万1000円の増を見込んでおります。このうち主なものは、節1・保健衛生費補助金9058万3000円のうち、新型コロナウイルスワクチン助成金（定額）8834万5000円、次の節2・生活環境費補助金9760万1000円のうち、説明欄2つ目の衛生処理センター解体事業交付金7943万円でございます。

一つ飛びまして、30ページをお願いします。

目5・土木費国庫補助金は6億6277万4000円を計上しております。坂本町の災害公営住宅建築補助などにより、前年度比1931万7000円の増を見込んでおりますが、このうち主なものは、節1・道路橋梁費補助金2億7805万円のうち、説明欄2つ目の市内一円

道路改良事業交付金1億4795万円、3つ目の橋梁長寿命化修繕事業交付金8085万円、節4・住宅費補助金2億4992万4000円のうち、説明欄下から2つ目の災害公営住宅建設費補助金1億6035万円などがございます。

次に、目6・教育費国庫補助金は4億1793万8000円を計上しております。小学校7校、中学校6校での洋式トイレの整備などにより、前年度比1億5630万6000円の増を見込んでおり、このうち主なものは、節2・小学校費補助金1億2694万9000円のうち、説明欄最後の小学校施設トイレ改修事業補助金1億1957万3000円、31ページに移りまして、節3・中学校費補助金1億4440万6000円のうち、説明欄最後の中学校施設トイレ改修補助金1億473万3000円、節5・学校給食費補助金の学校給食施設整備事業補助金1億3077万3000円などがございます。

次に、下段の表、項3・委託金のうち、32ページをお願いします。目2・民生費委託金、節1・社会福祉費委託金3749万1000円は、説明欄1つ目の基礎年金等事務費交付金3633万6000円が主なものでございます。

少し飛びまして、下段の表、款16・県支出金でございます。

項1・県負担金、目1・民生費県負担金は34億9632万4000円を計上しております。このうち主なものは、節1・社会福祉費負担金21億3538万8000円のうち、説明欄1つ目、国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金4億4988万3000円、説明欄5つ目、後期高齢者医療保険基盤安定負担金5億1413万3000円など保険料の軽減等に関するものや、その下の障害者自立支援給付費負担金8億3444万5000円、下から3つ目の障がい児通所支援事業負担金1億5222万9000円、33ページに移りまして、節2・児童福

社費負担金13億5264万4000円のうち、説明欄1つ目、子どものための教育・保育給付費負担金11億1010万2000円、2つ目の児童手当交付金2億3201万5000円などでございます。

次に、下段の表、項2・県補助金、目1・総務費県補助金は3374万円を計上しております。説明欄下から3つ目の豪雨被災者等支援交付金1422万5000円が主なものでございます。再建住宅の整備が令和6年度で終了したことなどから、前年度比3億3649万円の減を見込んでおります。

次に、目2・民生費県補助金は4億4216万7000円を計上しております。このうち主なものは、節1・社会福祉費補助金1億3767万円のうち、説明欄3つ目、重度心身がいが者医療費助成事業費補助金1億495万9000円、節2・児童福祉費補助金3億449万7000円のうち、説明欄1つ目、放課後児童健全育成事業等補助金1億1706万6000円などでございます。

35ページをお願いします。

目3・衛生費県補助金は6470万2000円を計上しております。主なものは、節1・保健衛生費補助金5770万円のうち、説明欄1つ目、子ども医療費助成事業費補助金4402万8000円などでございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金は5億4791万4000円を計上しております。このうち主なものは、節1・農業費補助金4億6592万3000円のうち、36ページをお願いします。説明欄4つ目、多面的機能支払交付金事業補助金2億2967万5000円、節2・林業費補助金7572万7000円のうち、説明欄3つ目、道整備交付金3159万1000円などでございます。

次に、目5・商工費県補助金、節1・商工費補助金8700万円は、物価高騰対応重点支援

関連事業のうち、LPガス価格高騰対策支援事業に係る県の補助金でございます。

37ページに移りまして、目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金は4億2601万6000円を計上しております。令和2年7月豪雨や令和6年9月の豪雨により被災した坂本―山江線など、7路線15か所の林道施設の復旧に要する経費等に補助されるもので、前年度比9880万1000円の減と見込んでおります。

下段の表、項3・委託金、目1・総務費委託金は3億5856万4000円を計上しております。このうち主なものは、節2・徴税費委託金で、県民税徴収事務委託金1億8540万円や、38ページをお願いします。節4・選挙費委託金で、参議院議員選挙委託金9874万8000円、節5・統計調査費委託金6665万4000円のうち、国勢調査委託金6594万9000円などでございます。

39ページをお願いします。

款17・財産収入でございます。

項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入は2616万9000円を計上しております。説明欄1つ目、土地建物貸付収入1710万8000円が主なものでございます。

次の目2・利子及び配当金は3343万円を計上しております。40ページにかけまして、各基金の利子でございます。

40ページをお願いします。

下段の表の項2・財産売払収入、目1・不動産売払収入は8137万2000円を計上しております。節1・土地売払収入の説明欄1つ目、八千把地区土地区画整理事業保留地売払収入7337万円が主なものでございます。

41ページに移りまして、款18・寄附金でございます。

項1・寄附金、目1・総務費寄附金は30億3789万2000円を計上しております。前

年度比8億1303万円の増を見込んでおりますが、ふるさと元気づくり応援寄附金30億1050万円が主なものでございます。

少し飛びまして、42ページをお願いします。
款19・繰入金でございます。

項1・基金繰入金のうち、主なものとしまして、目1・財政調整基金繰入金1億1951万4000円は、坂本支所等建設、災害公営住宅整備などに係る財源の一部とするもの、目2・減債基金繰入金3億9000万6000円は、環境センター建設、新庁舎建設等に伴う市債の元金償還の財源の一部とするもの、少し飛びまして、下から2番目の目8・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金11億1817万2000円は、子ども医療費助成事業やICT教育推進事業など49事業の財源の一部として、43ページに移りまして、1つ目の目10・まちづくり交流基金繰入金6613万2000円は、九州国際スリーデーマーチ事業や坂本ふるさとまつり事業のほか旧町村のイベントなど10事業の財源の一部として、下から3つ目の目15・新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金6580万3000円は、中小事業者の金融円滑化特別資金利子補給事業などの財源の一部として、44ページに移りまして、上段の表、3つ目の目20・森林環境譲与税基金繰入金5785万6000円は、再造林促進のための補助を行う森林整備事業など9事業の財源の一部として、それぞれ繰り入れるものでございます。

次に、中段の表、款20、項1、目1・繰越金でございます。令和6年度からの繰越金を前年度比4000万円減の11億円としております。

次に、下段の表、款21・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料で、目1・延滞金は、前年度の決算見込みなどから、1700万円を計上しております。

45ページをお願いします。

下段の表、項3・貸付金元利収入でございます。このうち、目1・総務費貸付金元利収入3181万9000円は、地域総合整備財団の支援により、市が民間事業者に無利子で貸し付けた地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

2つ飛びまして、目4・商工費貸付金元利収入5億65万円は、中小企業経営安定特別融資預託金元金収入や八代市創業者支援融資預託金元金収入など各種預託金等の元金収入でございます。

46ページをお願いします。

項4・雑入でございます。目5・雑入は7億7610万6000円を計上しております。47ページに移りまして、節8・雑入の6億7796万2000円のうち、説明欄1つ目、デジタル基盤改革支援補助金2億6984万8000円は、自治体システム標準化等に関するものでございます。

49ページをお願いします。

款22、項1・市債でございます。まず、目1・総務債、節1・総務管理債は41億5610万円で、このうち、説明欄1つ目のコミュニティセンター施設整備事業1億800万円は、主に、金剛コミュニティセンター建替実施・造成設計委託、麦島コミュニティセンター屋上防水等工事、鏡コミュニティセンター改修工事に必要な経費に充てるもので、充当率95%の合併特例債、充当率100%の過疎債、緊急防災・減災事業債、説明欄2つ目の坂本支所等建設事業1億2940万円は、支所等の建設に必要な経費に充てるもので、充当率100%の過疎債及び充当率95%の合併特例債、説明欄3つ目の難視聴地域テレビ放送設備構築事業1億1870万円は、坂本・東陽・泉地域において、ケーブルテレビから光ファイバー網を活用した映像配信への更新に必要な経費に対する補助金に充てるもので、充当率100%の過疎債、説

明欄4つ目の地域振興基金事業38億円は、令和7年度に残高がなくなるまちづくり交流基金に代わり、今後の地域振興対応に備えるために設置する地域振興基金に積み立てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目2・民生債は5350万円を見込んでおります。このうち、節1・社会福祉債の4670万円は、説明欄1つ目、五家荘デイサービスセンター管理運営事業及び1つ下の泉地域福祉センター管理運営事業に係る指定管理業務委託に必要な経費に充てるもので、充当率100%の過疎債でございます。

次に、目3・衛生債は1億40万円を見込んでおり、清掃センター解体事業が完了することにより、前年度比6億9560万円の減でございます。節1・保健衛生債の災害時拠点強靱化緊急促進事業負担金900万円は、熊本労災病院が令和5年度から7年度まで行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る令和7年度の本市負担分経費に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。節2・生活環境債の9140万円は、令和6年度から実施しております衛生処理センター解体事業に必要な経費に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次に、目4・農林水産業債は1億8350万円を見込んでおります。このうち主なものは、節1・農業債の1億2300万円としまして、説明欄2つ目、県営排水対策特別事業負担金2300万円は、土地改良事業負担金の対象経費に充てる充当率90%の公共事業等債、説明欄4つ目の市内一円道路整備事業4610万円は、道路改良等の対象経費に充てる充当率90%の地方道路等整備事業債及び充当率100%の過疎債でございます。次の節2・林業債の5430万円としましては、説明欄2つ目、道整備交付金事業4030万円は、林道改良等の対象経費に充てる充当率100%の過疎債及び辺地債

などがございます。次の節3・水産業債の620万円としましては、説明欄2つ目、水産業施設整備事業250万円は、五家荘やまめ中間育成施設取水施設新設の経費に充てる充当率100%の辺地債でございます。

次の目5・商工債は1億840万円で、このうち主なものは、節1・商工債の4090万円として、説明欄2つ目のがらっぱ広場施設整備事業3210万円は、がらっぱ広場トイレ新築工事の経費に充てる充当率95%の合併特例債、節2・観光債の6750万円として、説明欄1つ目、さかもと温泉センター「クレオン」管理運営事業3550万円は、指定管理業務委託に必要な経費に充てるもので、充当率100%の過疎債、50ページに移りまして、説明欄1つ目の東陽交流センター施設整備事業2070万円は、東陽交流センター「せせらぎ」の空調改修に必要な経費に充てるもので、充当率100%の過疎債でございます。

次に、目6・土木債は22億1480万円を見込んでおります。主なものとして、節1・道路橋梁債13億2740万円のうち、説明欄下から2つ目の生活道路緊急対策事業3億2560万円は、老朽化が著しい身近な生活道路の補修を集中的に行うための経費に充てるもので、充当率90%の公共施設適正管理推進事業債や充当率100%の過疎債など、その下の工業団地関連道路整備事業3億6100万円は、県により整備される工業団地周辺において、交通量の大幅な増加が見込まれる竜西幹4号線などの整備を進めるもので、充当率95%の合併特例債、節3・港湾債の2億2810万円としまして、説明欄1つ目、八代港県営事業負担金2億470万円は、県営事業負担金の経費に充てる充当率90%の公共事業等債、節4・都市計画債の4億3760万円のうち、説明欄1つ目、南部幹線道路整備事業1億6630万円は、県事業負担金の経費に充てる充当率90%の公共

事業等債、説明欄一番下の八千把地区土地区画整理事業1億1110万円は、事業等の経費に充てる充当率90%の公共事業等債及び地方道路等整備事業債、また、節5・住宅債1億1070万円のうち、説明欄1つ目、公営住宅整備事業5700万円は、流藻川団地給水設備等改修工事など3団地の改修経費に、その下、災害公営住宅整備事業5370万円は、坂本町松崎地区の公営住宅建設経費に充てるもので、充当率100%の公営住宅建設事業債でございます。

次に、目7、節1・消防債は4億2210万円で、このうち主なものとして、51ページに移りまして、説明欄2つ目、避難所等設備整備事業3億550万円は、学校施設体育館の空調設備工事などの経費に充てる充当率100%の緊急防災・減災事業債でございます。

次に、目8・教育債は32億7300万円で、このうち主なものは、節1・小学校債の4億6050万円としまして、説明欄3つ目、小学校施設トイレ改修事業3億9740万円、2つ目、小学校施設LED化事業4560万円、節2・中学校債の4億8080万円としまして、説明欄2つ目、中学校施設LED化事業2250万円、3つ目の中学校施設トイレ改修事業3億4780万円などで、学校トイレ洋式化をさらに進めるトイレ改修事業の経費に充てますのは、充当率100%の過疎債及び充当率95%の合併特例債、脱炭素社会に向けた学校施設のLED化事業の経費に充てますのは、充当率90%の脱炭素化推進事業債でございます。3つ下の節5・学校給食債の13億7850万円は、（仮称）新南部学校給食センターの設計、建設工事等に要する経費に充てる充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債でございます。一つ下の節6・社会教育債6億6870万円は、市立博物館の大規模改修に係る経費に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

最後の目9・災害復旧債は12億1760万

円で、このうち主なものとしまして、節2・公共土木施設災害復旧債の道路橋梁施設災害復旧事業1億1750万円は、令和2年7月豪雨及び令和6年台風10号により被災した道路橋梁施設の災害復旧工事に係る経費に充てる充当率100%及び90%の補助及び単独災害復旧事業債、また、節4・その他公共・公用施設災害復旧債10億5440万円として、説明欄最後の坂本支所等建設事業7億9310万円は、坂本支所及び坂本コミュニティセンターなどの工事に係る経費に充てる充当率100%の単独災害復旧事業債などでございます。

以上が歳入の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 繰入金のところ、基金のどこなんですが、今年度と前年度との比較でゼロというところが何か所かですね、聞きよったところがあるんですけども、こういう基金については、その活用のめどっていうのがあるのでしょうか。統合したりとか、もう基金としての用途がもうなくなってきたっていうのがあればですね、清算していくっていう手もあるんじゃないかなとは思いますが、そういったところについて、ちょっとお話聞きたいんですけど。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） 財政課、吉永です。

今お尋ねは、繰入金の予算額の増減が出てないっていう。（委員野崎伸也君「比較がゼロのところですね」と呼ぶ）比較がゼロっていうところですね。（委員野崎伸也君「うん」と呼ぶ）例えば、42ページでいいますと、目5・坂本九州新幹線漏水等被害対策基金繰入金と。（委員野崎伸也君「はい。はい」と呼ぶ）そういう。（委員野崎伸也君「そういった意味です」と呼ぶ）分かりました。今お尋ねの分ですけども、

例えば目5・坂本九州新幹線の分とか、次のページのやつしろ文化振興基金繰入金ですかね、目11。あと1個、目14ありますけれども、基本的に、活用の計画というの、原課のほうで考えてもらうというのが前提で、坂本九州新幹線とかのは、基本は維持管理に関わる部分ですので、大体平準化した形になります。それ以外の部分についても、基本はあんまり凸凹にならないように計画的に崩していただきたいという部分のが反映されて、増減は比較としてゼロというのは出てくるということでございます。

よろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 後からまた、いろいろお話は聞かせていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほか。

○委員（野崎伸也君） 財産収入のところ、自販機設置料というのがありました。あと別で、雑入のところでも自販機設置料のやつもあったと思うんですけども、これ八代市にどれぐらいの数があるんですかね。あと、この設置料の内訳って何かあるんですか。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） お尋ねの自販機の設置の台数については、ちょっと今手元に資料はございませんので、後ほど御報告させていただくという形でよろしいでしょうか。設置台数でよろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 設置台数が分からないというのが、後ほど結構なんですけど、それと、設置1台につき幾らとかっていうことなんです。電気代とかなんかそんな、そういうのも入ってるのかということなんです。内訳も聞きたい。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） 財産収入にあります設置料というのは、貸し付け分ですね、設置の。基準何平米で幾らと。（委員野崎伸也君「場所」と呼ぶ）はい。それと、雑入のほうに入るのは実費徴収ということで、売上げの分。

（委員野崎伸也君「売上げの分」と呼ぶ）はい、その違いになります。

以上でよろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。後からまたちょっと、台数含めて教えてください。

○委員長（中村和美君） ほかいいいですか。

その間に、どなたかありませんか。

○委員（高山正夫君） 予算ですので、税金に関しては見込みだと思いますけど、いわゆるコロナ禍前ですかね、大体そのペースに戻ってきているかですね、予算立てする中でですね、その辺りいかがでしょうか。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） すいません、市税全体の。（委員高山正夫君「そうですね」と呼ぶ）動向でよろしいですか。

コロナ禍前、令和元年度末がコロナだったので、予算で言いますとですね、平成31年度というか、令和元年度の市税の予算は154億1600万円程度でした。今回もう167億円ということですので、金額としては増えてますけれども、1回、その2年、3年でちょっと目減りした部分からは、また盛り返してるということでございます。

○委員（高山正夫君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） 百田委員、ありますか。

○委員（百田 隆君） 51ページですけども、ちょっと聞き忘れたと思うんですが、今度の南部給食センター、新しいやつができますよね。これが13億幾らか書いてありますけれども、この財源の内訳はどういうふうになっとりますか。

○教育部次長（下津恵美君） こんにちは。教育部の下津です。

（仮称）新南部学校給食センター施設整備事業の財源13億7850万円は、公共施設等適正管理推進事業債になります。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 森林環境譲与税の関係なんですけれども、今年度1600万円ぐらい増えてるといふに、たしか伺ったんですが、その理由っていうのは、教えてください。

○農林水産部次長（續 良彦君） おはようございます。農林水産部の續でございます。

ただいまお尋ねになりました森林環境譲与税の昨年度との予算の比較でございますが、もともと森林環境譲与税につきましては、全国で集められた森林環境剰余税を配分するような形になっております。昨年度の当初予算の配分の時期には、市町村分の配分の割合としては、私有林人工林面積と林業就業者数、人口、この割合が50対20対30というところで試算をしておりました。ただ実際、令和6年度につきましては、改正がございまして、55対20対25というふうに割合が変わりましたので、それで計算し直しますと1600万円ほど増えていると。実際令和6年度には、それだけの額が入ってきてるといふことでございます。

○委員（野崎伸也君） 49ページの市債の関係です。地域振興基金事業ということで、38億円のところなんですけれども、合併特例債というようところで説明があったと思います。これ償還年数というのは何年なんです。あと、これによって、地方交付税が増えますよというような御説明もですね、前いただいたと思うんですけども、どれぐらい増えるんですか。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） 地域振興基金のまず償還、38億円かかるところで、償還年数につきましては、ルール上としては、30年以内という感じですけども、今中期財政計画等でですね、考えてるのは20年償還を想定しています。だから、単純に38億円を20年で返すとするならば、割り戻せば1年当たり1億9000万円ずつ返すという形になりますけれ

ども、償還する、毎年返していく、償還額の70%が、それぞれの年の交付税の基準財政需要額に反映されていくということなので、20年間はそれが反映されていくというような感じになります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 基準財政需要額に入るということですので、これが、じゃあ、お幾らになるっていうのは、あんまり出ないちゆうことですか。金額として毎年幾ら入ってくるとかっていうのは。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） そこになると、交付税の仕組みになるんですけども、交付税が、もともと積み上げの基準財政需要額と、基準財政収入額とか、いろいろ費目があって、積み上げた分の差。需要額が多い部分の交付税不足分ということで、財源調整機能で来ますので、その中で基準財政需要額の中に、公債費という積み上げの費目があります。そこに合併特例債は実際幾ら返してるっていう数字をちゃんと記入して、それ掛ける0.7ですね、70%というのが、きちんと数字上は出てきて、それで積み上げるので、その分は確実に反映はされますが、あくまでも地方交付税は一般財源の補助金ではありませんので、交付税の仕組みの積み上げ資料には、きちんと反映されるというところでございます。

○委員（野崎伸也君） 額は出ないですよ。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） さっき言いました、20年で返すとするなら、38億円を20年で単純に返せば、毎年1億9000万円。その7割は1億3300万円分は金額として来る。ただ、その分は今、元金だけですので、実際公債費として返すときは、当然利子がかかります。ただ、交付税の算入には元利、元金と利子がかかりますので、利子幾らで借り入れたか、何%で借り入れたかで、まだ今は何%で借り入れるかというのは分からないですけど、その利

子分の70%分もきちんと反映されるという形になります。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、以上で歳入等について終了します。

執行部入替えのため小会します。

（午前11時39分 小会）

（午前11時42分 本会）

○委員長（中村和美君） 次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明願います。

○議会事務局長（小野高信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、小野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、議会費の審議をお願いするに当たりまして、概要及びその所見について御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、令和7年度・八代市一般会計予算の52ページを御覧ください。

令和7年度予算の議会費の総額は3億7382万9000円で、前年度と比較しまして、597万4000円増額の歳出予算となっております。

議会費につきましては、義務的経費の占める割合が大きく、節1・報酬から節4・共済費までの経費を合計いたしますと、3億1905万5000円で、議会費全体の約85.3%を占

めているところでございます。

また、需用費、委託料等の経常的経費につきましては、原油、原材料等の価格高騰に伴う経費の増加が見込まれる中、今年度実績を十分精査した上で、市の予算編成方針に基づき、予算計上をいたしたところでございます。

増額の主な理由といたしましては、報酬や給料の改定に伴いますベースアップ分や、令和7年度に議長車の更新を予定しているほか、現在使用しているタブレットの更新などが主な理由でございます。

令和7年度予算におきましても、引き続き、効率的かつ効果的な事務事業の推進と予算執行に取り組んでまいります。

議会運営事務事業及び政務活動費交付事業、これらの執行に当たっては、市議会の運営全般及びこれに関わる事務処理、会計処理を確実に実施することはもとより、27名の議員の方々の職務を補佐する組織として、事務局職員のスキルアップを継続的に図り、必要な情報の収集、提供や行政視察の対応などを行いながら、議員各位の議会活動が円滑に実施できますよう、質の高い職務環境の提供に努めてまいります。

特に、現在導入しておりますタブレット端末を活用して、ペーパーレス化や双方向での情報共有を図っておりますが、令和7年度にタブレットの更新を行うことで、市議会内におけるデジタル化をより一層推進し、タブレットの操作研修等も実施しながら、効率的かつ効果的な議会運営に努めてまいります。

また、市民の皆様に対しましては、ホームページやフェイスブック等を通じ、議会日程や審議内容をはじめ、各委員会活動や正副議長の動向、政務活動費の収支報告など、議会情報の積極的な発信をさらに進めるとともに、令和7年度は市議会だよりをリニューアルし、これまで以上に市民に親しまれる開かれた議会の実現に取り組んでまいります。

以上、令和7年度・八代市一般会計予算中、議会費を御審議いただくに当たっての概要説明及びその所見とさせていただきます。

それでは、予算の詳細につきまして、議会事務局土田次長より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議会事務局次長（土田英雄君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局、土田でございます。

それでは、歳出の議会費につきまして、恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○議会事務局次長（土田英雄君） それでは、引き続き令和7年度・八代市一般会計予算書の52ページを御覧ください。

歳出の款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費といたしまして、予算額3億7382万9000円を計上いたしております。令和6年度と比較いたしますと、597万4000円、率にして約1.6%の増となっております。その主な要因といたしましては、令和7年度に議長車の更新を予定しております、その費用として500万円を計上いたしております。現在の議長車は購入後12年目を迎え、走行距離も12万キロを超えており、走行中の異音やエアコンが急に効かなくなるなど、不具合も生じておりますことから、安全面や維持管理費等の費用面等を考慮し、買換えを予定いたしております。

また、令和7年度は市議会議員選挙の年でございます、改選に伴います諸経費に加え、現在使用されておりますタブレット端末につきましても更新を予定いたしております、その費用といたしまして、162万円を計上いたしております。

加えて、改選後、議員の人数が現在の27名から議員定数の28名となることに伴います、

人件費の増額などによるものでございます。

それでは、予算書の説明欄に基づき、節区分と併せながら説明をさせていただきます。

まず、節1・報酬から節4・共済費までは、議員28人並びに一般職11人分の報酬、給与等といたしまして、3億1216万円と、会計年度任用職員2名分の給料等といたしまして、689万5000円を計上いたしております。

なお、議員報酬につきましては、上半期は現在の27人分、下半期は改選後の28人分で計上いたしております。

続きまして、説明欄2段目の議会運営事務事業5173万9000円は、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的とするもので、節区分に併せまして、主なものを申し上げます。

まず、節8・旅費の1860万6000円は、常任委員会や特別委員会、議会運営委員会の管外行政視察旅費750万円のほか、議員の皆さんが本会議や各委員会に出席される際に支給されます費用弁償542万3000円や海外行政視察8名分の旅費160万円などでございます。

次に、節9・交際費の54万7000円は、各種総会の会費や慶弔費などでございます。

次に、節10・需用費の689万円は、年4回発行しております、やつしろ市議会だより等の印刷経費537万9000円のほか、改選に伴います議員用防災服の新調のための経費48万4000円が主なものでございます。

次に、節11・役務費の39万7000円は、改選に伴います議場の標柱の書換え等の経費38万1000円が主なものでございます。

次に、節12・委託料の818万6000円は、議会中継システム機器保守料297万円のほか、常任委員会や特別委員会、議会運営委員会などの各委員会記録の作成に要します経費190万円及び本会議録の作成に要します経費184万6000円などでございます。

次に、節13・使用料及び賃借料の380万

6000円は、タブレット端末の更新経費といまして、162万円を計上いたしております。現在使用しておりますタブレット端末につきましては、導入後4年が経過し、バッテリーの劣化やストレージ不足によりOSの更新ができないなど不具合が見られますことから、更新を予定いたしております。端末の更新に際しましては、購入とリースについて見積りを徴収しましたところ、端末を購入し別途LTE回線やビジネスチャットアプリを契約するよりも、これらを含めて端末をリースしたほうが安価でありましたことから、今回はリースにより導入する予定としており、期間につきましては、令和7年9月からの4年間を予定しております。

このほか、会議録検索システムリース料37万円や、会議アプリ・サイドブックの使用料99万円、また、4月から8月までのLTE回線使用料21万9000円及びビジネスチャットアプリ・ラインワークス使用料10万7000円が主なものでございます。

次に、節17・備品購入費の516万7000円は、冒頭に御説明いたしました議長車の購入経費500万円が主なものでございます。

最後に、節18・負担金補助及び交付金の1117万5000円は、全国市議会議長会や九州市議会議長会、熊本県市議会議長会などへの負担金124万5000円及び政務活動費交付事業として、各会派に対し、所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を交付いたします政務活動費993万円でございます。

以上が、令和7年度議会費の予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 旅費の関係ですけれども、物価高騰で、ホテル等とかですね、非常に高くなってると思うんですけど、そこら辺のと

ころには考慮されてるんですか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 委員おっしゃられましたとおり、今年度に入りまして、物価高騰とかインバウンドの増加に伴いまして、ホテル料とか、交通費自体も高くなってきております。一応その辺も加味して今年度予算要求させていただいておるんですけども、なるべく費用が収まりますように、早めに予定を組みまして、早め早めにとると多少安くパックとか取れますもんですから、その辺も加味したところで令和7年度は運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 公用車の議長車の購入なんですけれども、これどういった車種なのか、考えておられるのかということと、もう1点なんですけど、海外行政視察8名分なんですけれども、これ上半期で終わるやつですか。

○議会事務局次長（土田英雄君） まず、1点目の議長車の車種なんですけれども、今回ミニバンタイプを予定しております、と申しますのも、現在のセダンタイプなんですけども、やっぱり乗り降りがちょっと大変な場面があったりしたものですから、ちょっと乗り降りのしやすさ、あと居住空間の広さ等を考慮しまして、今回ミニバンの購入を予定いたしております。

2点目の海外視察なんですけども、昨年11月に議員の皆様にご予定を聴取させていただきまして、8名の方から、今回視察をしたいということで申込みがありましたことから、そちらの予算を計上しております、上半期で一応終わる予定としております。

以上でございます。（委員野崎伸也君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 議員用タブレットの更新、改選時ということで、今タブレットは教育施設でも相当な更新時期迎えてて、都市鉱山と

いうですね、話になっていくんですけれども、今回のこの、我々今この持つてる議員のが、処理経費までリースだったら、リース会社が見ると思うんですが、この処理経費っていうのは見えてあるんですか。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 議員さんのタブレットにつきましては、国の交付金を活用させていただきまして、購入しております、一応、売却ではなくて、もう不具合が生じてるとか、バッテリーがもたないとかいう状況がありますもんですから、一旦保管させていただいて、次のリースになった際の代替機とか、そういったのに活用させていただければなというところで考えてるところです。

以上でございます。

○**委員（太田広則君）** じゃあ、直接処理する経費という形では取ってないという考え方。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 今回の予算の中には、処理する経費は含まれておりません。

○**委員（太田広則君）** 分かりました。

○**委員長（中村和美君）** ほかにありませんか。

○**委員（高山正夫君）** 議会中継の中継ライブラリーとかですね、さっき聞いたら、これ委託料のほうに入ってるの。ライブラリーの出し方、どういうふうするのか、これちょっと教えていただきたい。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 議会中継ライブラリーにつきましては、職員のほうで編集等をさせていただきまして、その後編集作業が終わった後、編集がちゃんと終わってるかどうか、ちょっと確認させていただきまして、それに基づいてユーチューブのほうに、全面公開ちゃうか、そういった形で職員のほうで対応して上げている状況、アップ自体はしてる状況でございます。

○**委員（高山正夫君）** ちょっと最近聞いて、感じるんだけど、定例会ごとで何か出てこんライブラリーがあったりとか、それとか、そ

れは検索の仕方とかいう問題があつとかもしれんけど。それと、どう探しても何月定例会のなんなんは出てこないとか、そういった問合せもあるし、それと、最近気づくんだけど、えらい声がね、物すごい遅いのよなんか。声が何か「うーん」というような声になったりとか、それ辺りはちゃんと点検しよつとかかと、それは小さいことだけど。その辺りの点検をお願いしたいなという気がずっとですけどね。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 今高山委員のほうから御指摘のあった件につきましては、ちょっと把握してない部分もありますので、今後ちょっと点検させていただいて、アップされてない動画とか、あと音声とかありましたら対応したいと思いますので、ちょっと確認させていただければと思います。

○**委員長（中村和美君）** ほかにありませんか。

○**委員（山本敬晃君）** 先ほどの野崎委員の質問と関連で、旅費の件で、増額を一応要求したけども、できなかったということでよかったですかね。それと、旅費の件のホテル代とかの件は、規程がたしかあると思うんですけど、もし今後物価高で上がっていった場合に、その規程も変えないといけないと思うんで、その規程の変更とかは、何かもう検討とかされてますかね。

○**議会事務局次長（土田英雄君）** 旅費の規程につきましては、市全体のところになりますので、議会事務局のほうで決定というのができませんもんですから、あくまで私たちは市の旅費規程に基づいて旅費規程の範囲内で積算を行っているということで、してる場所なんですけれども、議会が単独で旅費規程を見直すということが、今現在できないというか、その権限がないというところで御理解いただければと思いますけれども。

○**委員（山本敬晃君）** 冒頭の旅費の件は、増額を要求したけども、それは通らなかったということでよかったですか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 一応、——もう既にですね、出張の予定が決まってる部分と、例年出張が決まってる分、一応積算させていただきますまして、旅費の規程に基づいて積算を行いまして、もう最低限これで、こんだけ行かなくちゃいけないというところで積算して、今回計上しているような状況でございます。

○委員（山本敬晃君） さっきの規程の担当じゃないというところ、その規程はどこでっていうのは、担当課はどこになるんですか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 担当課は人事課になろうかと。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（山本敬晃君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 市議会だよりが印刷製本変わるということで、印刷会社も変更になるんですか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 印刷会社につきましては、入札を行いまして、それで今後決定するかなというところですよ。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本敬晃君） 先ほどの質問にあった旅費規程の見直しはぜひ何か、市全体ですか、担当課と協議して、ちょっと変更等の検討をですね、していただければと思います。

○委員（太田広則君） 先ほどタブレットの処理ですね、必ず購入したときは次の処理っていう、4年後また更新というふうな話になっていきます。リース会社が当然処理のことまで含めて提案してくるんだらうと思いますが、必ず購入したら、次の処理というのまで、一応考えてしっかり対応された方がいいかというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で、第1款・議会費についてを終了します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたしません。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（中村和美君） 皆さん、こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 皆様、こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財産経営課の塩塚でございます。

午前中の審議の中で野崎委員から、自動販売機の設置台数のお尋ねがございまして、大変失礼しました。自動販売機の設置台数につきましては、全部で218台本市のほうに設置されております。そのうち、予算書39ページの財産貸付収入に計上されておりますのは14台分でございます。残りの204台分につきましては、予算書22ページからの使用料の中に各施設の分が計上されているところでございます。

それから、電気使用料につきまして、実費徴収ということで、午前中、財政課長のほうがお答えさしていただいたかと思いますが、電気使用料につきましては、予算書の46ページの雑入の節5の光熱水使用料のほうに計上されているところでございます。

以上でございます。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。

午前中、説明で誤りがありましたので、訂正

させていただきます。

当初予算の議案書50ページをお願いいたします。款22・市債のうち、目6・土木債、節4・都市計画債の説明におきまして、説明欄1つ目の南部幹線道路整備事業1億6630万円について、説明のほうでは、充当率95%の合併特例債と説明したところでございますが、正しくは、充当率90%の公共事業等債でございました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議会事務局次長（土田英雄君） 皆さん、こんにちは。議会事務局次長の土田でございます。

午前中の最初の議会費の質問の中で、山本敬晃委員さんのほうから、旅費規程の担当課はという問いに対しまして、私のほうが会計課と申し上げたんですけれども、正しくは人事課でございました。訂正しておわび申し上げます。大変失礼いたしました。

○委員長（中村和美君） 次に、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及び第13款・予備費について説明を求めます。

○市長公室長（宮川武晴君） 皆様、改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市長公室の宮川でございます。

令和7年度の当初予算案に係る総務費の歳出予算を御審議いただくに当たりまして、関係します各部長から予算案に対する考え方、総括等を順に述べさせていただきます。着座にて発言をさせていただきますと思います。

市長公室では、第2次八代市総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組む5つの重点戦略のうち、持続可能な選ばれるまち“スマートシティやつしろ”を推進するため、所管課の各種事業を通じて展開してまいります。

まず、秘書広報課の広報広聴活動事業では、市政の見える化の推進に向けて、市の取組を幅広く市民にお知らせするため、広報やつしろの

発行のほか、本年度全面リニューアルいたしましたホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して、市政に関する情報発信を行ってまいります。また、エフエムやつしろなど報道機関とも連携し、市民が求める市政情報の迅速かつ適切な提供に努めてまいります。

さらに、令和7年度は、八代市合併20周年記念事業の一環として、中学生議会を開催し、将来の八代市を担う子供たちが、自分の夢や希望を提言していただくことで、若い世代の皆さんのまちづくりに対する思いを聞く機会としたいと考えております。

次に、人事課では、多様化、複雑化する行政ニーズに的確に対応するためには、職員一人一人の意識改革と能力開発が不可欠であると考えており、そのため、職員のスキルアップやモチベーション向上といった資質の向上と、職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを両輪として、人材育成に取り組んでまいります。

特に研修関係では、若手職員の接遇、監督職員の指導力向上を図る研修や、外部の研修機関に職員を派遣することで、高度で専門的な内容を学習するもの、また、良好な職場環境を整備するため、職員の意識改革研修を行うなど、多角的、計画的に取り組んでまいります。これらの取組を通じて、人口減少や自然災害への対応、市町村間の企業誘致競争など、山積する地域課題に、限られた人員で的確かつ適切に対応できる職員を育成し、組織全体の強化を図ってまいります。

最後に、国際課では、友好提携都市である中国・北海市、台湾・基隆市との交流の充実に向けて、引き続き取り組みますとともに、昨年、新たに友好交流協定を締結した台湾・新竹市との締結1周年を迎えますことから、市民使節団の相互派遣などの記念事業を実施いたします。市民同士の交流を通じて、お互いの都市の認知度向上や幅広い分野での交流につながるよう、

積極的に取組を進めてまいります。

また、多文化共生社会の実現に向けては、増加傾向にある外国人市民と相互理解を進めるため、やつしろ国際協会を中心に、官民が一体となり、日本人、外国人の相互交流や文化理解に取り組めます。

さらに、言葉の壁を取り除き、円滑な意思疎通が図られるよう、市役所の手続や相談等における多言語通訳システムの活用や、外国人とのコミュニケーションにおいて有効なツールであるやさしい日本語の普及、情報発信などに取り組み、引き続き、日本人市民と外国人市民が共に安心して暮らせるまちづくりの推進を図ってまいります。

このように、市長公室では、市政の見える化の推進や市職員の意識改革と能力開発への取組、国際交流や多文化共生の推進と、それぞれが継続した対応を要する課題ではありますが、本市の将来像の実現に向けて、一つ一つ確実に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、総務費における市長公室の総括とさせていただきます。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部、田中でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、総務費のうち、総務企画部関係事業の総括を申し上げます。

まず、総合計画策定事業についてでございますが、本市における最上位計画である現在の第2次八代市総合計画は、令和7年度をもって計画期間が終了となることから、本年度から令和7年度において、新たに次期総合計画を策定することとしております。

また、本市には、この総合計画のほか、第2期八代市まち・ひと・しごと総合戦略や第三次八代市行財政改革大綱、八代市デジタル化推進

基本計画といった、市政全般に関係する計画がございますが、いずれも令和7年度をもって計画期間が終了いたしますことから、次期総合計画の策定に当たりましては、これらの計画を第3次八代市総合計画と第3期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略の2つの計画に整理、統合する予定といたしております。

次に、移住定住対策といたしましては、定住促進対策事業及び移住体験住宅事業において、本市に移住し、就職や起業等を行う方を支援する移住支援金制度や、住宅を取得または賃借された若者世代を支援する移住・定住促進補助金制度の取組に加え、令和7年度は、移住に興味を持つ方に本市を知っていただくことを目的としたパンフレットの作成や、ショート動画コンテンツの開催のほか、移住を検討しておられる方に、実際に本市での生活を体験していただくための移住体験住宅の整備や、移住体験メニューの策定などに取り組み、移住先として選んでいただけるよう、本市の魅力を最大限アピールしてまいります。

また、生活交通確保維持事業では、本年度に引き続き、地域交通のマスタープランとなる第2次八代市地域公共交通計画の策定を進めるとともに、市民の日常生活を支える路線バスや乗合タクシー等の運行経費の補助を行うことにより、地域の特性や移動ニーズに応じた公共交通の確保維持、利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、文書管理事務事業では、県が調達した文書管理・電子決裁システムの共同運用に、本市も参加することといたしております。これに伴い、事務文書を電子化し、文書の発生から廃棄までを一元管理することで、文書管理を効率化するとともに、併せて、電子決裁システムを活用することで、業務の効率化とペーパーレス化を図ることとしております。

令和7年度におきましては、令和8年7月の

運用開始に向け、システムの構築と導入に向けた準備作業を行うこととしております。

また、国勢調査事業では、5年ごとの国による本事業が、令和7年10月1日を調査基準日として、市内にお住まいの全ての方を対象に実施されますことから、調査に対し、市民の皆様の協力が得られるよう、丁寧に周知を図りながら進めてまいります。

次に、基幹システム運用事業としまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民記録、税、福祉などの国が指定する対象業務を全国共通の標準準拠システムに移行することとしており、順次、国が示す手順書に基づき、システム移行に向けた作業を進めてまいります。

次に、地域情報化事業では、坂本・東陽・泉地域における難視聴対策として市が実施しておりますケーブルテレビ事業について、民間放送事業者が行う施設整備や事業の運営費に対し、市が応分の負担を行い、光回線を使用した民間による新テレビ放送サービスを開始しております。

現在、テレビやつしろ株式会社が坂本地域から順次移行を進めており、令和7年度は、引き続き、坂本地域に加え、泉地域の一部を予定し、令和8年度末までに、東陽地域を含む全地域を完了する予定といたしております。

次に、地域おこし協力隊事業では、現在、令和2年7月豪雨災害で被災した坂本町におきまして、まちづくりにおける地域活動を支援するため、地域おこし協力隊を任用しておりますが、新たに泉町におきましても、令和7年度から地域おこし協力隊を任用し、地域資源を活用した特産品の開発や、昨年4月に開駅しました道の駅・秘境の郷いずみを中心とした生産・流通・販売ルートの確立、運営支援などに取り組んでまいります。

最後に、任期満了に伴う参議院議員選挙事業、

市長選挙及び市議会議員一般選挙事業では、選挙事務の的確かつ迅速な管理執行はもとより、有権者が投票しやすい環境づくりへの継続的な取組と投票機会の確保のため、啓発活動の推進に、より一層努めてまいります。

以上が、総務企画部関係の総括となります。

今後も引き続き、市の各部はもとより、国・県など様々な関係機関と連携し、市政の総合的な推進を図ってまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○財務部長（松川由美君） 財務部の松川でございます。

財務部が所管いたします令和7年度当初予算関連の主な事業、取組につきまして、総括を申し上げます。失礼ながら着座にて述べさせていただきます。

財務部の分掌事務は、市有財産や財務に関すること、また、入札・契約事務などに関することなどでございます。その事務内容ごとに申し上げます。

まず、市有財産関係でございますが、公用車の管理運用におきまして、これまで各課で管理してきておりましたが、令和7年4月1日から公用車管理システムの本格運用を開始し、集中管理に移行をいたします。

システムでは、公用車の予約から鍵の持ち出し状況まで確認できるとともに、運行記録などを一元的に管理し、時間ごとの稼働状況も把握できることから、効率的な管理運用が図られ、今後、公用車の適正台数の検討や台数削減に向けて取り組むこととしております。

また、市有施設全体におけるファシリティマネジメントの取組としましては、引き続き、市の公共施設等総合管理計画に基づき、未利用財産の売却や貸付けなど有効活用を図るとともに、既存施設については、長寿命化に向けまして、効率的かつ効果的な予防保全に努めてまいります。

次、入札・契約・検査事務関係でございますが、入札・契約事務の効率化のため、令和5年度に導入しました契約管理システムについては、当初、物品・役務関係業務で導入を開始したところでしたが、今年度は工事関係業務の競争入札参加者資格審査申請にも活用を広げ、本格運用を始めておりました、令和7年度は、システム操作面のさらなる向上を図ってまいります。

今後も引き続き、入札制度等の調査・研究を進め、公正公明な業務に努めてまいります。

次、財務関係でございます。

まず、税関係についてでございますが、歳入につきましては、先ほど加来次長のほうから説明申し上げ、審議いただいたところでございますけれども、まず市税につきましては、物価高騰の状況と同様とまではいかないまでも、賃金上昇や定年延長の定着により、給与所得の増加などによりまして、個人住民税の税収増を見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、宅地の地価は下落傾向ではありますものの、その下落幅は縮小しており、農地等の宅地化や家屋の新築等により増収を見込んでおります。

なお、本市では、令和7年度は9月29日から標準化システムに切り替わりますことから、事務に遺漏なきよう準備を進め、引き続き公正公平な課税に努めてまいります。

税の徴収につきましては、引き続き滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と翌年度への滞納繰越の抑制を図ります。

また、財産調査の徹底により差押え等の滞納処分を強化し、税負担の公平性を確保するとともに、滞納案件の分析、検討を行い、回収不能案件の整理を進め、累積滞納額の縮減に努めてまいります。

最後に、総合的な予算関係でございますが、今回の予算編成に当たりましては、昨年度に引

き続き、坂本町の創造的復興を最優先課題とする中で、第2次八代市総合計画の総仕上げとして、長引く物価高騰など社会情勢の変化へも対応しながら、5つの重点戦略を進めていくほか、八代の未来を切り拓くための施策として、新八代駅周辺開発や、県と一体となって取り組む工業団地整備に関連する経費に加えまして、T S M Cの本社が存在する台湾・新竹市と様々な分野で連携を深化させていく経費などを盛り込んでおります。

予算規模については、新たな基金設置のほか、(仮称)新南部学校給食センターの施設整備、学校施設トイレや博物館の改修などもあり、過去最大となりました。

議員や市民の皆様の中には、今後の本市の財政運営について御心配な方がいらっしゃることを承知しております。大きな経費を伴う事業実施に際しましては、これまで同様、将来の財政見通しを立てて検討してまいりますし、加えまして、事務の効率化や経費削減を心がけるとともに、新たな財源の確保にも努め、国・県の補助制度や交付税の措置率が高い有利な市債などを活用することで、将来にも持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、財務部からの総括でございます。よろしく願いいたします。

○市民環境部長（濱田浩介君） 市民環境部の濱田でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、市民環境部が所管いたします当初予算の主な事業につきまして、総括を申し上げます。

初めに、住民自治推進事業では、住民自治によるまちづくりの実現に向け、地域協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援するとともに、地域協議会活動交付金や地域みらいづくり補助金などの財政的支援をはじめ、地域活動並びに地域協議会の運営に対する人的支援を行ってま

います。

次に、コミュニティセンター施設整備事業では、地域活動の拠点としてはもとより、防災拠点としても機能の充実を図り、安全で安心な誰もが利用しやすい施設となるよう、計画的に整備を進めてまいります。また、金剛コミュニティセンターの建て替えにつきましては、令和7年度は、基本・実施設計等を進めてまいります。

次に、市政協力員関係事業では、市政協力員の皆様には、市民と行政をつなぐ重要な役割を担っていただいておりますが、近年、コミュニティの希薄化や地域住民の高齢化、また、多岐にわたる業務の負担などもあり、市政協力員の成り手不足が懸念されておりますので、引き続き業務の見直しに取り組んでまいります。

次に、令和7年度から新たに始まる犯罪被害者等支援事業では、昨年12月に制定しました八代市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等見舞金制度を創設し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、人権センター事業では、市民の人権に関する意識や関心、施策のニーズ等を把握し、今後の人権施策の推進に向けた資料とするため、人権に関する市民意識調査を実施いたします。

次に、男女共同参画啓発及び推進事業では、あらゆる分野において、男女が共に活躍できる社会づくりに向け、第3次八代市男女共同参画計画に基づき、市民、事業者、市民団体と協働して、いっそDEフェスタや男女共同参画推進セミナーの開催など様々な取組を、引き続き進めてまいります。

次に、青少年健全育成事業では、新たに策定しました八代市再犯防止推進計画に基づき、再犯を防止し、安全・安心な地域づくりのため、様々な支援等を行うとともに、八代地区保護司会等と連携した社会を明るくする運動などを通して、今後も青少年の健全育成及び再犯防止に対する啓発活動を実施してまいります。

次に、戸籍住民台帳事務事業では、本年1月から市民課窓口業務の一部を民間事業者に委託したところでありますが、引き続き民間事業者の専門的知識と創意工夫を最大限活用し、市民サービスの充実と効率的な業務運営を図るとともに、窓口業務のデジタル化にも取り組んでまいります。

また、戸籍法の一部改正により、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が本年5月末から開始されますことから、振り仮名通知の発送など一連の事務手続について、適切に対応してまいります。

最後に、番号制度導入事業では、今年度は、マイナ保険証移行に伴う駆け込み申請に対応するため、申請サポート業務を委託するなど窓口体制を整備してまいりましたが、来年度もマイナンバーカードの10年目更新やマイナ免許証の導入により申請が増加することが想定されますことから、円滑な対応ができるよう、引き続き窓口体制の整備に努めてまいります。

このように、市民環境部では、市民生活に直結した事業を多く担っております。そのため、今後も市民の皆様のご意見を伺いながら、地域課題等の解決や市民サービスの向上に向け、着実な事業の遂行に努めてまいります。

以上が、市民環境部の総括となります。よろしくお願いいたします。

○財務部次長（加来康弘君） 財務部の加来でございます。よろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の予算書にて、議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算をお願いいたします。

総務委員会付託分のうち、款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費について説明いたします。

説明に当たりましては、職員給与経費はおおむね省略し、新規の取組や事業費の大きいもの

を中心に説明させていただきます。

それでは、52ページをお願いします。

下段の表、款2・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費は39億4709万7000円を計上しております。前年度と比較して、4億2739万9000円の増加で、主な要因は、ふるさと納税事業の拡大に伴う関連経費の増加によるものでございます。まず、説明欄1つ目のうち、一般職の人件費は、定年延長に伴う退職手当の減少が令和6年度の人事院勧告影響額を上回り、前年度比で約2億円の減額となっております。

53ページへ続きまして、説明欄下から8つ目の職員研修事業985万7000円は、新たな階層別研修として、監督職員等を対象とした説明力向上研修や、新任係長を対象とした係長級マネジメントスキル向上研修を実施し、監督職職員のスキルアップを図るほか、希望職員を対象としたカスタマーハラスメント研修を実施し、悪質なクレームや不当要求への対処法、心構えの習得を図ることとしております。

その下のふるさと納税事業17億1222万4000円は、当初予算の歳入の際、申し上げましたように、令和7年度のふるさと元気づくり応援寄附金は、前年度より約8億円増の30億1050万円の寄附を見込んでおりますので、返礼品代などのふるさと納税謝礼に11億1055万円、ポータルサイト利用料に2億9701万8000円、ふるさと納税業務委託料に2億2542万6000円などを計上しております。

次に、その下のふるさと納税PR事業4223万9000円は、ふるさと納税PRのため、雑誌・広告掲載、パンフレット作成等の委託費、各種イベント出展経費などを計上しております。なお、令和7年度より、ゆるバース2024でグランプリを獲得した、ちくワンを活用したPRを展開していく予定としております。

54ページをお願いします。

上段の目1、説明欄1つ目の台湾友好交流事業710万9000円は、令和6年9月に台湾・新竹市と友好交流協定を締結したことから、新竹市との交流に係る経費を計上し、従来の事業名の台湾基隆市友好交流事業から台湾友好交流事業に変更しております。これまでの基隆市との交流に加え、新竹市友好交流協定締結1周年記念事業として、新竹市からの市民使節団の受入れや、本市からの新竹市への市民使節団派遣のほか、新竹市の概要などを紹介するパネル展の開催を予定しております。

下から2つ目の八代亜紀さんメモリアル事業4300万円は、クラウドファンディングによる、ふるさと元気づくり応援基金を活用する新規事業で、記念碑の設置や衣装等の展示、メロディの活用等の事業を実施する、八代亜紀さんメモリアル事業実行委員会への負担金でございます。

その下の合併20周年記念式典事業97万1000円は、合併20周年を迎えるに当たり、記念式典を行うもので、司会やオープニングアトラクションへの謝礼のほか、案内状等の印刷製本費、会場使用料などを計上しております。

続きまして、中段の目2・文書広報費は2億164万3000円を計上しております。前年度と比較しまして、1805万8000円の増でございます。主な要因は、令和6年10月の郵便料金の引上げの影響などでございます。

主な事業としましては、説明欄2つ目の文書管理事務事業（本庁）分の新たな取組としまして、熊本県内で共同運用する電子決裁機能を有する文書管理システムの構築に係る経費を計上しております。

説明欄下から2つ目の広報広聴活動事業5073万6000円は、広報やつしろの印刷製本費が主なものでございます。

次の目3・会計管理費は5320万7000

円を計上しております。前年度比408万円の増でございます。これは、令和6年10月から新たに発生した公金支払いに係る振込手数料が通年ベースの計上となるためでございます。

55ページをお願いします。

目4・財産管理費は4億4543万5000円を計上しております。前年度比1億8405万8000円の減でございますが、鏡支所施設整備事業が令和6年度で終了したことが主な要因でございます。

主な事業は、説明欄2つ目の市庁舎管理運営事業のうち、本庁分の2億4451万2000円で、本庁舎の維持管理に係る経費として、施設の常駐管理や保安警備、受付業務などの包括委託を行う総合管理業務委託のほか、電気料、ガス代、電話料、坂本支所仮設庁舎リース料などがございます。

次に、説明欄中ほどの市有財産管理事業（本庁）分の2822万4000円では、新たに令和7年度当初から運用開始する公用車管理システムの使用料を計上しております。

次に、下段の目5・企画費は7億887万7000円を計上しております。前年度比4億2401万7000円の増で、その主な要因は、56ページになりますが、説明欄下から3つ目の復興推進事業で、坂本町における復興工事の進捗等によるものでございますが、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたします。

そのほかの主な事業としまして、55ページに戻っていただきまして、説明欄下から4つ目の定住促進対策事業では、新たな取組として、移住促進ショート動画コンテストや、本市オリジナルの移住体験メニューの策定など、移住者の増加に向けた八代の魅力を伝える取組の経費を計上しております。

56ページをお願いします。

説明欄1つ目の住民自治推進事業7314万

円は、住民自治組織である21か所の地域協議会の運営を支援するための地域協議会活動交付金や地域みらいづくり補助金などで、その5つ下の総合計画策定事業791万3000円は、令和8年度を計画初年度とする第3次八代市総合計画を新たに策定するための支援業務委託など、その1つ下の地域おこし協力隊事業のうち、泉支所地域振興課分は新規事業で、特産品づくりや山村活性化事業などを行い、泉地域の活性化を図るものでございます。

その2つ下の新八代駅周辺大規模集客施設等整備基本計画策定事業は、企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたします。

次に、2つ下の移住体験住宅事業705万5000円は新規事業で、県から譲り受けた市民球場仮設住宅を移住体験住宅と、その談話室として利活用するための改修工事費などがございます。

次に、目6・情報推進費は7億6281万3000円を計上しております。説明欄1つ目の基幹システム運用事業は、全国的に進められる自治体システムを標準化するための業務委託やシステム使用料でございます。また、下から2つ目の地域情報化事業は、令和5年度から8年度まで、総事業費4億1340万円の事業で、テレビ難視聴地域において、光ファイバーを活用したテレビ放送設備構築事業を実施する民間事業者への補助が主なものでございます。

57ページに移りまして、目7・交通防犯対策費は2億2793万3000円を計上しております。前年度比6959万2000円の増で、説明欄3つ目の市営駐車場管理事業における新八代駅東口駐車場の改修工事費の追加などが主な要因でございます。

主な事業としましては、説明欄下から4つ目の生活交通確保維持事業1億2058万900

0円は、中山間地域からの交通移動手段確保の一環として、乗合タクシー運行事業補助金や五家荘地域自家用有償旅客運送事業補助金などで、1つ下の防犯カメラ設置支援事業は、重点交付金を活用した新規事業でございまして、市民の安全・安心を確保するため、地域団体などによる防犯カメラ設置に係る費用の一部を補助するもの、説明欄最後の五家荘地域自家用有償旅客運送支援事業は、こちらも重点交付金を活用した新規事業で、五家荘地域の自家用有償旅客運送ごかぐるまの運行において、物価・エネルギー価格高騰に伴う人件費及び燃料費の上昇分を補助するものでございます。

次に、目8・人権啓発費は1億1081万8000円を計上しております。

58ページをお願いします。

説明欄1つ目の犯罪被害者等支援事業85万1000円は新規事業であり、令和6年12月に制定しました八代市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、相談及び情報の提供、犯罪被害者等見舞金の支給などを行うものでございます。

次に、目9・コミュニティセンター費は2億7945万5000円を計上しております。説明欄2つ目のコミュニティセンター施設整備事業1億3607万3000円は、金剛コミュニティセンター建替工事の基本・実施・造成設計委託、麦島コミュニティセンター屋上防水等工事、鏡コミュニティセンターの改修工事などでございます。

次に、目10・公平委員会費では、事務事業費として121万8000円を計上しております。

次に、目11・諸費は6251万9000円を計上しております。主なものとして、59ページに移りまして、説明欄2つ目の国県支出金等返還金事業1000万円は、過年度の国県支出金の精算に伴う準備金として、説明欄下から

2つ目の市税還付金事業5000万円は、前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金として計上しております。

次の目12・支所建設費は、坂本支所等建設工事でございまして、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたします。

次に、下段の表、項2・徴税费、目1・税務総務費は5億693万1000円を計上いたしております。主に市民税、資産税の事務事業経費でございます。

60ページをお願いします。

目2・賦課徴収費は1億3491万5000円を計上しております。説明欄1つ目の市民税賦課徴収事務事業4331万7000円は、納付書の印刷・印字・封緘業務委託、地方税共同機構負担金など、次の説明欄2つ目、資産税賦課徴収事務事業5262万9000円は、地番現況図等作成業務委託、不動産鑑定業務委託、納税通知書作成等業務委託、標準化に伴う家屋評価システム改修委託などでございます。

なお、令和8年度の市県民税、軽自動車税、固定資産税の納税通知書につきましては、令和7年度から8年度までの債務負担行為を設定しております。

次の下段表になります。

項3、目1・戸籍住民基本台帳費は3億9837万7000円を計上しております。主な事業としましては、説明欄2つ目の戸籍住民基本台帳事務事業1億1937万7000円は、市民課窓口業務委託、戸籍法改正に伴う振り仮名確認通知関係経費などでございます。説明欄3つ目の番号制度導入事業8716万9000円は、各支所でのマイナンバーカード関係業務に係る事務補助員経費、マイナンバー対応機器のリース料、郵便料などでございます。

61ページをお願いします。

下段の表、項4・選挙費、目1・選挙管理委

員会費は5225万9000円を計上しております。説明欄の選挙管理委員会事務事業284万3000円は、選挙管理委員4名分の報酬133万円が主なものでございます。

62ページをお願いいたします。

上段の表、目2・参議院議員選挙費では9874万8000円、目3・市長選挙及び市議会議員一般選挙費では1億4979万3000円を計上しております。いずれも、投票立会人、投票管理者及び投票事務補助員などの報酬や、ポスター掲示板の作成、設置、維持、撤去などの業務委託のほか、市長市議選では、選挙運動費用公費負担も計上しております。

なお、参議院議員選挙は令和7年7月28日の任期満了、次の市長選挙及び市議会議員一般選挙は令和7年9月3日の任期満了に伴い執行されるものでございます。

63ページをお願いします。

上段の表、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では2597万6000円を、次の目2・基幹統計費は7061万3000円を計上しております。前年度比5841万9000円の増でございますが、説明欄一番下の国勢調査事業6594万9000円によるものでございます。

次に、下段の表、項6、目1・監査委員費は5355万7000円を計上しております。常勤監査委員や一般職の職員給与費のほか、説明欄2つ目の監査事務事業216万8000円は、非常勤監査委員2名分の報酬159万2000円が主なものでございます。

以上が総務費でございます。

続きまして、大きく飛びまして、108ページをお願いします。

下段の表、款11・公債費でございます。

項1・公債費、目1・元金は72億4771万8000円を計上しております。前年度比3億2139万4000円の増でございますが、

説明欄の長期債償還元金事業のうち、新庁舎建設及び令和2年7月豪雨災害に係る償還額の増などによるものでございます。

次の目2・利子は3億6381万9000円を計上しております。説明欄の長期債償還利子事業3億6380万7000円が主なものでございます。

109ページをお願いします。

上段の表、款12・諸支出金でございます。

項1・基金費で、目1・財政調整基金費1051万7000円、目2・市有施設整備基金費532万3000円、目3・減債基金費787万2000円は、いずれも基金の運用で生じた利子を基金に積み立てるものでございます。

次の目4・ふるさと八代元気づくり応援基金費12億5088万5000円は、本市へのふるさと納税寄附金から、返礼品等に係るふるさと納税事業及びふるさと納税PR事業に充当した残りとして基金運用利子を積み立てるものでございます。

3つ飛びまして、目8・地域振興基金費40億円は、令和7年度にまちづくり交流基金の残高がなくなる見込みであり、その後の地域振興の対応に備えるため、合併特例債を財源とした地域振興基金を設置し、40億円の基金積立てを行うものでございます。

最後に、一番下の表、款13、項1、目1・予備費でございます。予算執行における緊急対応分として、予備費2000万円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 57ページの防犯カメラ設置支援事業、早速予算をつけていただいてありがたいなと思っているんですが、1団体1

0万円、200万円ということで、20団体、もうちょっとつけてもらいたかったなという思いがあるんですが、この200万円という根拠を、ちょっと説明いただければなというふうに思います。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長（竹井公一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課の竹井でございます。

今の予算200万円の根拠になりますが、こちらのほう、他市の状況とか踏まえまして、あと、市内の20の校区それぞれ平均的に1台は設置したいということで20台というようところで、そういう設定で設けた基準でございます。

以上、お答えとなります。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。後で、またお尋ねします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 先ほどの議会費のところでもあった旅費の件なんですけど、規定で宿泊費が幾らに、今なっているかということをお教えいただいていたいいですか。

○人事課長（田中博之君） 人事課の田中でございます。

職員のほうの旅費の規定ということでお答えすればよろしいですか。（山本敬晃君「ほかに何か議員とか何か決まっていれば」と呼ぶ）宿泊の分でお答えしたいと思いますけども、現行の規定で一応基準のほうを設けておまして、その中でなんですけども、今回物価等の高騰ですね、そういったときにどういった対応をするのかということですが、職員のですね、旅費等の規定に関する条例、こちらの第22条第2項に特別の事情がある場合、それから、当該旅行の性質上困難であるというもの、市長と協議しまして、旅費を支給することができるという旨がありまして、例えばなんですけども、旅行先のホテルとかが、近隣を探して

も、そこしかないようなケースであったりとか、そういった明確な理由が確認されれば、その旅費を支給できるような運用によって対応しようというふうに考えております。

○委員（山本敬晃君） となると、毎回市長と協議をされるということですか。

○人事課長（田中博之君） 一応、その役職に応じた額で金額の設定を、まずもってされております。その基準を超えることが原則あるかということですけども、会計課と協議したことがあるんですけども、今のところ、ほぼほぼその範疇内に収まっているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） その基準が、今後物価高でホテルの料金も上がっていく中で、それ、今のうちに何か引上げとかは、もう検討されないということなんですか。

○人事課長（田中博之君） 旅費の基準等につきましては、国公準拠、国家公務員の規定に準拠するような形で、本市のほうも条例のほうを整備をしておるところでございます。

今般なんですけども、国家公務員の旅費の規定のほうが見直されたばかりで、その中で一部課題といいますか、その内容がまだ本市の部分にそぐわない部分とか、あと、旅費のシステム、財務会計上で旅費を管理するんですけど、そのシステムを改修する必要性もあるということで、現行の、来年度の分に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、運用のほうでカバーできるものというふうに考えております。

それ以降、基準を見直しまして条例を改正していきたいというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） ふるさと納税事業ですけど、ふるさと納税の委託、一括で2億2542万6000円というのがありますけれども、これの根拠と、委託する会社についてはどうな

ってますか。

○委員長（中村和美君） 今の質問は分かったかな。しばらくお待ちください。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の緒方でございます。よろしく申し上げます。

野崎委員御質問の中間業者の委託ということによろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） ふるさと納税委託、一括で2億2542万6000円というのがあったんですけど。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 委託事業者、令和5年度から委託しておりますユーススタイルという会社にですね、運営を委託しております。

残りは、DMOやつしろですね、の2社に、主に委託しておるところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） その委託している根拠が何なのかということと、どやんふうにして選んだのかということと、そうですね、この金額の根拠ですね。

○観光振興課ふるさと納税推進係長（園田高士君） 観光振興課、園田と申します。

今、委員御質問の点で、まず中間事業者、ユーススタイルの分ですけれども、まずユーススタイルの選定につきましては、市内に本社を構えてあるという部分と、ふるさと納税事業の地元の事業者さんですとか、そういった方々との連携とかを密接に取っていただく部分も多くて、令和5年以前からですね、令和5年度からの契約以前から、そういったノウハウを持って、令和5年度から契約をさせていただいております。今年度も、令和6年度も契約させていただいて、御存じのとおり、寄附も大変伸びているところもございまして、そのノウハウを今後も継承していく必要がありますので、ユースタイ

ルさんを選定しているというところで、事業費につきましては、寄附額の7%というところで事業費を算出しております。

それから、DMOやつしろのほうですけども、DMOのほうは物産振興ですとか、こちらも地元のほうの事業者の支援とかの必要がございますので、そういった部分でDMOさんのほうを選定して、委託しているという部分で、予算の算出としましては、寄附額の一応0.5%というところで積算をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

ただ、寄附額が伸びているから、今年もお願いしますという話だろうというふうに、今聞こえたんですけども、ユーススタイルさんですね。寄附額の7%という話なんですけど、選び方として、それが適切かどうかというのは、ちょっと疑問視するところがあります。

あと7%というのが、よその自治体と比べてどうですか。

○観光振興課ふるさと納税推進係長（園田高士君） 7%というところにつきましては、全国的にその辺、そういった数字が妥当といえますか、そういった水準ではないかというところで、定めさせてもらっております。

○委員（野崎伸也君） 取りあえず、一旦分かりました。

もう1点よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） ふるさと納税のPR事業で、こちらも委託で1817万円というのが出てますけど、こちらの内訳というか、これはどこに委託するんですか。

○観光振興課ふるさと納税推進係長（園田高士君） ふるさと納税PR事業の納税PR委託の1800万円のところにつきましては、まず雑誌広報掲載依頼につきま、本市でいくと、現

在、令和6年度でいきますと、やっしろの風ですとか、それからふるさと納税に関するPRに特化したパンフレットも作成しております。

それから、ちょっと新規で、先ほどありました新規で、ちくワンを活用した、そういったPRイベントの委託費も、その中に算出されております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） それぞれに委託会社が違うということですか。どこに委託されているんですか。

○観光振興課ふるさと納税推進係長（園田高士君） 作成の委託につきましては、それぞれ違いまして、プロポーザルですとか、そういったのを実施して選定させていただいております。

○委員（野崎伸也君） こちらはプロポーザルで委託を決めるということなんですね。分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本敬晃君） 台湾友好交流事業の新竹市に関してなんですけど、まず、受入れのほうで、レセプション写真撮影等で30万3000円ですかね、こちら、写真撮影だけで30万円、ちょっとこの内訳が、何か、もしあれば教えていただきたいのと、派遣のほうで議員旅費があるんですが、こちらは議員は、何か役職の方が行かれるということでしょうか。

○国際課長（秋田大助君） こんにちは。国際課の秋田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

山本委員お尋ねの新竹市民使節団の受入れに係る写真撮影の委託費の件でございますが、こちらは、歓迎レセプションの際に集合写真をみんなで撮っていただいて、アルバムを作成して、皆さんにお配りするという経費でございます。

基隆市の市民使節団が、令和5年度に来られた際も同様の対応をさせていただいているとこ

ろでございます。

八代市民使節団を新竹市に派遣する、議会のほうですけれども、今のところ議長を想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） 今議員のほうですね、議会費のほうで海外行政視察の予算がですね、結構確保してあると思うんですけど、こういった市が、こういった事業で台湾とか行かれる件に関して、議員の海外行政視察で、議員の方が希望すれば、そこに同行することというのは可能なんですか。

議長は行かれるということなんですけど、それに議員が、議会費の予算である海外行政視察の予算を使っていくことは可能なんですか。

○国際課長（秋田大助君） 山本委員お尋ねの八代市民使節団が新竹市に行くときに、今のところ、国際課としては議長を想定しているんですけども、それに、議会費である海外視察旅費を使って同行してもいいかというお尋ねですか。

私ども国際課としては、今のところ議長だけを想定しているところでございまして、全体でバス2台分を予定しておりますので、今後市民の募集なども予定しておりますので、その市民の募集の数によっては、ちょっと同行していただくことは、ちょっと今のところ考えていないというところでございます。

以上でございます。

○委員（太田広則君） 56ページの予算書の移住体験住宅事業のふるさと八代元気づくり応援基金を使っての体験住宅施設改修工事、これ、県から譲り受けられて、市民球場そばの仮設住宅を改築されるというのは聞いているんですけども、具体的に体験住宅にどういった改修工事を検討されているのでしょうか。ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○地域政策課長（松本 亨君） 改修工事とし

まして、まず、建築工事のほうですけれども、今回体験住宅として活用します2戸分の床のフローリングの研磨、それから玄関シートの張り替え、そして市民球場の駐車場との境に接しませすフェンスの設置、これを建築工事ということで行います。

また、電気設備工事としまして、低圧の引込み設備一式、それから機械設備としまして、給排水管の設置一式というようなものを考えております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） これは、定住促進対策事業とかにリンクしてくる改修住宅だというふうに思います。

そこで、体験住宅ですから、総務企画部長も、この総務委員会のメンバーも管外視察に行ったばかりで、移住・定住については詳しいかというふうに思いますが、地域体験住宅の中に、地域の住民との交流という部分があって、非常にそこがハードルが高かったなあというふうに思ってます。

そこで、この体験住宅に入居した方の地域との交流というのはあるのかも含めて、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○地域政策課長（松本 亨君） ただいまの御質問ですけれども、この体験住宅整備と併せまして、移住体験メニューの策定というのも、来年度新規に予定をしております。

この体験メニューの中で今想定してまするのは、例えば子育て支援の施設を回るような体験ですとか、また仕事の体験ですとか、また農業の体験ですとか、こういったメニューを今想定をしておりますけれども、そういった中で地域の皆さんとの交流というのはあるのかもしれませんが、この体験住宅での、何かしら周辺の皆さんとの交流というのは、今のところ想定はしてありません。

○委員（太田広則君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） この前も聞いたんですけども、北海市の交流事業なんですけど、国際交流の面で、ちょっと逆行する一因かと思えますけども、現在中国辺りが非常に社会情勢、厳しい状態でございます、国際情勢の中でですね。いろんな日本人の社員が向こうに行ってどうこうというふうな話もございますけども、北海市と、こういった場で言っているのか分かりませんが、北海市と今後の交流については、積極的に行くべきものなのか、どうなのか。ちょっとその辺りは、市としては、今どのような、ちょっと言えないでしょうけど、いかがでしょうか。

○国際課長（秋田大助君） 高山委員お尋ねの北海市の交流についてということでございますが、北海市との交流につきましては、昨年12月に久しぶりにですね、北海市のほうに行政訪問団として、3名で訪問してまいりました。

コロナ以降ですね、交流が途絶えておりましたので、今後の交流について協議をしてきたところでございます。

北海市とは、令和8年度友好都市協定締結30周年を迎えますことから、その実施について協議をいたしましたし、また、併せまして、北海市からも、今後の交流について提案を受けましたので、今後中国・北海市とはですね、その提案を受けた内容と、令和8年度の30周年記念事業の実施に向けて積極的に協議を進めてまいりたいと思います。

台湾との関係につきましては、市としては、もう市民同士の交流というところを目的としておりますので、同じように今後交流を続けていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○委員（山本敬晃君） 定住促進対策事業につ

いてなんですけども、今回新規でいろんなことをされると思うんですけど、今までの実績と、また新規事業をすることによって、目標といいますか、何名とか、そういうのが、もしあれば教えていただきたいんですけども。

○地域政策課長（松本 亨君） まず、これまでの実績というところでございますけれども、まず主な補助金といたしまして、移住・定住促進補助金というのがございます。こちらが、県外から本市へ移住された方で、若者世代を対象に住宅取得、または賃借された方に補助金を執行するというものでございます。

こちらに関しましては、直近3年を申し上げますと、実績といたしましては、令和4年度が交付件数が4件、移住者数が11人、それから令和5年度が交付数14件、移住者数35人、令和6年度が交付数16件、移住者数45人ということで、年々増加をしております。

もう一つが、今度は東京周辺から移住された方が就職、起業、またテレワークを行う方、こういった方々への支援金としまして、こちらも直近3年申し上げますと、令和4年度が5件の8人、それから令和5年度が1件の1人、それから令和6年度が3件の6人ということで、こちらは多少ばらつきがあるところがございますけれども、合計しますと、いずれも増加傾向にあるというところがございます。

それから、新規事業につきましてですけれども、令和7年度につきましては、まずは移住に興味を持っている方、それから移住を本格的に検討されている方、いろいろな方いらっしゃいますので、まずはですね、そういう方々に向けてまして、八代の魅力を積極的にアピールしていくというところで、パンフレットの作成ですか、八代の魅力をアピールするためのショート動画、これを一般から公募して、コンテスト形式で動画を募集するというようなこと、それから先ほど申し上げました移住体験メニューの策

定等などを行うことといたしております。

まずは、八代市の認知度を上げるということで、いろいろ積極的にやっていきたいということで、東京、大阪等の移住相談会にも積極的に参加をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 市営駐車場の管理事業なんですけど、中央というのは場所的にどこなのかというのを、ちょっと教えてください。

新八代駅の東口のほうですよ、今回舗装工事が入ってて、その分が、主立ったこの予算に使われていると思うんですけども、あそこがですね、多分かなり利用があつて、好調なんじゃないかなと思いますけれども、利用率というか、収支の関係を、ちょっと教えてほしいというのがあります。

この舗装工事なんですけども、どれぐらい前にやって、今回やるのかというような、何年ぶりなのかというのを、ちょっと教えてください。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長（竹井公一君） 危機管理課の竹井でございます。

新八代駅東口駐車場の、まず収支のほうから、ちょっと説明させていただきますと、今年度の収入見込みが1763万7000円を見込んでおります。ちなみに昨年度の実績としましては1747万6000円でございます。

支出が、今年度413万4000円の見込みですので、差引きの1350万3000円のプラスとなっておりますのでございます。

それと、前回の舗装からというところがございますが、こちらにつきましては、前回は、新八代駅、九州新幹線のほうが部分開業いたしました平成16年に行っておりますので、20年ぶりというところになります。

以上になります。（「それとついでに、中央

駐車場の場所」と呼ぶ者あり) 中央駐車場の場所につきましては、市役所の南西側ですね、何と申しますか、写真館の隣になるんですが、そちらのほうになります。

以上です。

○委員(野崎伸也君) 中央駐車場のほうが非常に、そっちの収支は聞いてないんですけども、何かあまり使っていないかなというようなイメージがあるんですが、そちらはどうでしょう。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長(竹井公一君) 中央駐車場につきましては、料金徴収のほうは行っておりません。ここの新庁舎建て替え前に、こちらの駐車場が不足しているというところで、今、公用車駐車場と職員駐車場を兼ねて利用しているところでございます。土日につきましては、一般の方の無料駐車も可能となっております。こういった利用の仕方をしております。

以上です。

○委員(野崎伸也君) 分かりました。

中央駐車場については、少し何か利用の仕方をちょっと考え直したほうがいいかもしれませんね。

あと、東口のほうなんですけど、かなりもうけているなというのがあって、もう少し、やっぱり市民の皆さんというか、止める方に対するこの還元というのは、もう少し考えたほうがいいのかなというふうには思うんですけども、一応意見です、今のは。

○委員長(中村和美君) よろしいですか。

ほかありませんか。

○委員(高山正夫君) 先ほど太田委員のほうから防犯カメラの件があったんですけども、これ、支援事業という形なんで、大体どのような手順になるのかですね、校区単位でやっていくのか、どうなのか、その辺りを教えてください。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長(竹井公一君) 防犯カメラの補助の流れとしましては、まだ、具体的なスケジュールははっきりとは決まっておりませんが、大まかなところで申しますと、先ほど太田委員さんからも予算のこと、質問ありましたが、事前に要望調査とかを行ったわけではございませんので、予算を超えるような要望があるかもしれません。そういったこともありまして、申請前に事前の要望調査を行いたいというふうに考えております。

こちらの要望調査の締切りを、ゴールデンウィーク明けの5月中旬頃をめどに考えております。

その後、5月末ぐらいまでにですね、——予算額を超える要望がありましたら、設置目的であったり、設置場所であったり、あと機器の仕様ですね、そういったところから判断して、市のほうで20か所選考させていただきます。そちらのほうに申請書を出していただきまして、こちらの申請書の提出の期限を7月末頃を予定しているところです。

申請者の事業としましては、11月末頃までに事業を完了していただいて、実績報告のほうを12月1日までに出していただきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○委員(高山正夫君) その要望調査は、町単位、まち協とか、町内会とかありますけど、どっちですか。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長(竹井公一君) 補助の対象者でございますが、市内の自治会が対象となります。こちらのほうは町内会、あと区ですね、そういったところになります。防犯灯と同じ対象と考えてもらって構いません。それと、地域協議会が対象となります。

もう一つは、防犯ボランティア団体、こちらのほうは八代地区防犯協会連合会のほうに登録

されております八代市内の団体でありまして、現在61団体ほどございます。

この3団体が対象となります。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本敬晃君） ちょっと私、よく分からないんで教えていただきたいんですけど、交通安全運動事業と交通安全指導員関係事業というのがあるんですけど、こっち、何か子供たちの登校とかのときに、横断歩道とかに立って指導していただける件ですかね。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長（竹井公一君） 大まかに申しますと、交通安全運動事業のほうにつきましては、小学校であったり、幼稚園のほうに教育指導員のほうが行きまして、自転車の乗り方であったり、横断歩道の渡り方、交通安全協会と一緒にすることもございますが、そういったことを行っている啓発事業になります。

交通指導員関係の事業につきましては、朝から立っていただいている交通指導員さんへの対応している事業となります。

市のイベントですね、花火大会であったり、スリーデーマーチであったり、そういったイベントにもですね、交通指導員さんとして協力していただいているところでございます。

以上になります。

○委員（山本敬晃君） その交通安全指導員さんの件で、経費とかも、謝礼とかを渡されているということなんですけど、それは何か、子供たちの登校のときの指導とかってというのは、何日間は出てくださいますか、そういう決まりとかはあるんですか。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長（竹井公一君） 実際にどれだけ出てくださいますかというよう

な規定は設けてはおりません。もう良心に任せているところはございますが、大体のところは年間200日近く出ていただいて、平日の場合は出ていただいておりますので、多くのところがそういった形で協力していただいているところでございます。

ただ全員ではないというところではございません。

○委員（山本敬晃君） その各校区にいらっしゃって、何名ぐらいとかというのは、ちゃんとあるんですよね。全体の数字だけでいいんですけど、ちょっと。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長（竹井公一君） 旧八代市が、定員39名に対して32名いらっしゃいます。坂本支部につきましては、定員9名に対しまして5名、4名欠員の状態です。千丁町は定員6名、東陽町も6名、泉町も8名の定員で、こちらは定員どおりの人数いらっしゃいます。鏡町が定員10名に対して9名で、1名減という状態で、全体で言いますと、定員78名に対しまして66名の、今在籍で、12名定員に満たない状態でございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） 募集とか、そういう啓発とかは、そういうのをされているんですか。

○危機管理課長補佐兼交通防犯係長（竹井公一君） 募集につきましては、地域からの推薦というような形を取らせていただいておりますので、地域協議会ですね、そういったところからの推薦をしていただいて、あと、八代警察署のほうに身分のほうを照会しまして、認められましたら採用という形でさせていただきます、広く一般的に募集しているようなところではございません。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 53ページ、職員研修

それと、移動期日前投票でございますか。これにつきましては、今現在、坂本町と泉町のほうで、実際行っております。

次の選挙につきましても、行うところで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（谷川 登君） 地域おこし協力隊の件なのですが、今年新規で地域おこし協力隊というのが発足しますけれども、坂本地区のほうで、何人かおられます。これには3人ということで、確認の意味と、今後新規に泉のほうで協力隊ができますので、お互いのいろんな、今までの経験とか、そういったやり取りをされるのか、ちょっと確認したいんですが。

○地域政策課長（松本 亨君） まず、坂本地区でございますけれども、議員おっしゃいましたように、来年度3名になるということでございます。

泉のほうで1名でございます。

それぞれの交流等についてでございますけれども、これ、八代市に限らず、県内の地域おこし協力隊の研修会ですとか、交流会ですとか、こういったものも開催されておりますので、こういった情報につきましては、随時各協力隊員のほうにお知らせしておりますので、そういった場を通じて交流等が行われているものと思っております。

以上でございます。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

契約のほうは2年間だったと、満期が来ているということで、1人福岡のほうに帰られるというようなお話の中で、採用3人というのは、辞められたという話もあったんですが、契約継続ですかね。

○地域政策課長（松本 亨君） 3人のうち1

名は、もう今年度から採用されて、引き続き勤められます。

あとのお二人については、お一人は一身上の都合でお戻りになられたと。もう一人の方は任期満了ということで、任期満了になられて、令和6年度で退職はされるんですが、本人の意向としては、引き続き居住したいという意向を持っておられますので、地域おこし協力隊という形ではなくて、定住をしたいというふうを考えておられますということで、今欠員となります2名につきましては、現在募集を進めているところでございます。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（太田広則君） まずもって、防犯カメラ設置事業については、先ほど、前に聞き取り調査を行うということで安心をしておりますが、1校区1件では絶対足りない、皆さん思っていると思いますし、私もそう思いますので、ぜひとも補正を組んでいただけるものだろうと思いますが、非常に反響を呼んでおります、市民の皆さんからですね。期待もされておりますので、よろしくお申しします。

それから、質問しましたけど、定住促進と移住体験住宅事業、これはもう、先ほども言いましたように、本当に体験して、そこに住まわれたというのが、なかなかハードルが高いというですね、他市の事例があります。ですから、八代に住んで、何が売りなのかというところを明確にさせていただいて、しっかりとした促進対策事業で、いろんなパンフレット作成であったり、ショート動画とかされてますので、すごいなど、八代に住みたいと思えるようなです

ね、体験事業の展開をしっかり頑張っていた
きたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほど海外派遣とい
うことでちょっと申しましたけども、要は、ど
この国に行くに、そういった友好都市とか、い
ろあるにしろ、職員の方々は常に危機管理を
持って行動していただきたいという、それだけ
でございますので、改めてお伝えしておきま
す。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（山本敬晃君） 先ほど質問させていた
だいた交通安全指導員の件で、ちょっと今定員
に満たってないというところで、募集に、ぜひ
力を入れていただきたいのと、あと、採用に当
たっては、ちょっと何か様々なハードルとい
いますか、そういう何かあるそうなので、ちょ
っとそこを緩和じゃないですけども、何かです
ね、しっかり定員満たせるような形で、何か考
えていただければなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） さっき質問でもちょ
っとお願いしたんですけれども、駐車場の件、市
営駐車場の件なんですけど、東口のほうは、本
当もうけてるなというのがあったんで、やっぱ
り還元するというのを、ちょっと考えてほしい
なというふうに思いますし、中央については、
一等地がですね、多分一等地だと思うんですけ
れども、結構な面積があって、非常にもった
いないなというふうに思います。今後の、何でし
ょう、整備の仕方とか、そういうのを含めて、
あと市民への還元というのも含めてですね、ち
ょっと検討するべきだなというふうに思います
ので、よろしくお願ひしたいというふうに思
います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で第2款・総務
費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及
び第13款予備費についてを終了します。

執行部入替えのため小会します。

（午後2時35分 小会）

（午後2時37分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務企画部
から説明願ひます。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆さん、こん
にちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務
企画部、田中でございます。よろしくお願ひし
ます。着座にて説明させていただきたいと思
います。

それでは、令和7年度一般会計予算、第8
款・消防費につきまして、総括を申し上げます。

初めに、避難所等設備整備事業についてで
ございますが、毎年のように全国各地で自然災
害が頻発し、甚大な被害が発生しております。

そのような中、昨年1月に発生した能登半島
地震では、多くの方が長期間避難所での生活を
余儀なくされているところであり、このような
大規模な災害を想定し、避難所の機能強化など
を推し進める必要があると再認識したところ
でございます。

本市におきましては、地域住民の緊急避難所
場所として重要な役割を果たしている小・中学
校体育館への空調設備等の整備を、令和5年度
から計画的に行っております。

令和7年度における設置場所としては、麦島
小学校をはじめ6校を予定しており、令和7年
度にて整備を完了することとなります。

次に、災害時用備蓄資材整備事業につきま
しては、発災時における被災者への早期支援を
実施するため、これまで計画的な備蓄品の購入
及び大型防災備蓄倉庫の整備を進めてまいりま

た。

令和7年度におきましては、本市の地域防災計画に掲げる避難所収容人数の1日相当分の備蓄品の目標数値を達成することとしております。

次に、消防団についてでございますが、消防団員確保による消防団の強化・充実は非常に重要であると認識しておりますが、近年入団者が減少しており、団員の確保は大きな課題の一つとなっております。

そこで、今後さらに市民や市職員、女性、学生に向けた加入への呼びかけや退団予定者等への限定活動団員としての入団案内を行っていくとともに、令和6年度に実施しました消防団員へのアンケート結果を踏まえ、消防団員の負担感の軽減や消防団員が活動しやすい環境づくりに向けて協議・調整を行いながら、消防団組織の維持・強化に努めてまいります。

次に、防災対策事業では、逃げ遅れゼロの実現に向けた取組として、各校区の防災マップの情報を更新し、本市の災害リスクや避難場所、河川情報等の周知を行ってまいります。

さらに、自助・共助による地域防災力向上の取組についてでございますが、自主防災組織等の活動活性化を図るため、引き続き講演会や研修会の開催、訓練等の支援に取り組んでまいります。

今後とも災害に強く、安全・安心なまちづくりに向け、各関係機関との連携強化の下、防災基盤や防災体制の充実に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、消防費の総括といたします。

詳細につきましては、豊田危機管理監が説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務企画部危機管理監（豊田正樹君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あ

り）総務企画部の豊田でございます。

議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算のうち、歳出の消防費分について、失礼いたしました。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○総務企画部危機管理監（豊田正樹君） それでは、予算書の93ページをお願いいたします。

下段の表、款8・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費として20億6053万1000円を計上いたしております。これは、広域行政事務組合負担金事業で、八代広域行政事務組合消防本部通常消防負担金19億7538万円、新開分署に代わり、新たに建設したみなと消防署に係る負担金7950万8000円、坂本分署復旧に係る負担金559万4000円、権限移譲事務負担金4万9000円となっております。

なお、前年度に比べ2億4406万8000円の減となっておりますが、これはみなと消防署の本体工事に係る負担金の減が主な要因でございます。

特定財源といたしまして、権限移譲委託金など県支出金23万5000円、合併特例債7550万円、火薬類取締事務申請手数料7万円があります。

次に、目2・非常備消防費で2億7048万1000円を計上いたしております。前年度に比べ193万3000円の増となっておりますが、これは、前年度に比べ消防団員退職金の平均支給額の減と、消防ポンプ購入台数の増との差額によるものが主な要因でございます。

特定財源といたしまして、熊本県電源立地地域対策交付金及び球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の県支出金、合計1185万円、地方債といたしまして、緊急防災・減災事業債2920万円、消防団員退職報償金などその他の財源4822万9000円となっております。

す。

説明欄を御覧ください。

消防操法大会等事業96万6000円は、毎年開催いたしております消防出初め式のテント、椅子等の設置委託料40万6000円、令和7年度に八代市で開催される熊本県女性操法大会に係る食糧費などの諸経費51万6000円が主なものでございます。

次の消防団育成及び消防団員教育事業658万8000円は、消防団幹部先進地研修旅費94万8000円、市内の消防団73個分団の運営補助金194万2000円、消防団本部運営補助金53万2000円、年末警戒補助金234万円が主なものでございます。

次の消防団活動事業2億1125万2000円は、消防団員2100名の報酬8186万6000円、退職報償金掛金4800万円、退職報償金4712万円、出勤手当1870万円が主なものでございます。

次の消防団整備事業5167万5000円は、小型動力ポンプ軽積載車3台1717万8000円、小型動力ポンプ7台2029万3000円、消防車両車検代360万円、小型動力ポンプ等の修繕料200万円が主なものでございます。

94ページをお願いいたします。

次に、目3・消防施設費で9852万6000円を計上いたしております。前年度に比べ7791万3000円の増となっておりますが、これは、坂本町の宅地かさ上げに伴い、撤去いたしました防火水槽、消防ポンプ格納庫を再建するための工事費の増が主な要因でございます。

特定財源として、緊急防災・減災事業債1190万円、その他の財源として、坂本町宅地かさ上げに伴う補償金7173万1000円となっております。

説明欄をお願いいたします。

1行目の消防施設整備事業2679万5000円は、積載車格納庫2か所の新築工事1197万9000円、消火栓負担金1052万3000円、防火水槽等の消防施設の修繕料158万2000円が主なものでございます。

次に、目4・防災管理費で4億978万2000円を計上いたしております。前年度に比べ1977万2000円の減となっておりますが、これは、みなと消防署敷地内の備蓄倉庫が令和6年度に完成したことにより、その工事費が不要となったことが主な要因でございます。

特定財源は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の県支出金2811万円、地方債といたしまして、緊急防災・減災事業債3億550万円、その他の財源といたしまして、平成28年熊本地震復興基金繰入金、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金及び地域福祉基金繰入金で、合計4404万9000円となっております。

説明欄の上から2つ目、防災行政情報通信システム管理運営事業4734万1000円は、システム運用保守業務委託料1016万7000円、システム機器の更新委託料3145万4000円、電話回線使用料362万9000円が主なものでございます。

次の防災訓練事業184万7000円は、本市総合防災訓練会場のテント、椅子、訓練用の仮設堤防・倒壊家屋の設置委託172万7000円が主なものでございます。

次の防災対策事業4089万4000円は、地域防災マップの更新委託料2200万円、スマート避難所システムの保守業務委託361万3000円、衛星携帯電話用のアンテナ工事445万5000円、ウェブ版八代市ハザードマップ更新業務委託231万円が主なものでございます。

次の避難行動要支援者関係事業の健康福祉政策課40万9000円は、高齢者や障害者の方

など、災害時の避難において支援を必要とする方の名簿でございます、避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う経費でございます。

また、危機管理課139万7000円は、避難行動要支援者システムの保守及びシステムの標準化に係る経費でございます。

次の災害時用備蓄資材整備事業1409万7000円は、食料や飲料水などの備蓄品の購入1398万2000円が主なものでございます。

説明欄最後の避難所等設備整備事業3億30万円は、学校施設体育館への空調設備工事として、令和7年度実施予定6校分2億8951万9000円、空調工事監理業務委託1048万1000円が主なものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 94ページの災害時の備蓄品のことですが、これは、大体備蓄とえば何年ぐらい置いとく予定ですか。倉庫にどのぐらい、何年ぐらい置いて、そして、その期限が来たのはどうされるんですか。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） こんにちは。危機管理課の西田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

備蓄品の保存年数でございますけれども、それぞれの品目によって備蓄の保存期間は異なっておりますけれども、水であれば5年、今でありますと、10年保存ができるものもございます。

短いものと、やっぱり1年半の分がちょっとありまして、その管理につきましては、保存年数に応じて、それぞれその保存期限の前に訓練であったりとか、いろんな各種行事に配布するなり処理をさせていただいているところで

ございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） 避難行動要支援者システム標準化対応更新業務委託とか、避難行動要支援者システム保守業務委託ということで、本市には、職員さんも研修されたことがある被災者支援システムというのが、そもそも無償であったかと思いますが、この業務、先ほど高齢者の名簿云々も含まったかと思うんですが、被災者支援システムに、その中にあったかと思うんですが、これとの関係性というのはどうなっているのかという、それから、今被災者支援システムの活用状況はどうなっていますか。そのことをちょっと確認させてください。

○危機管理課主幹兼危機管理係長（瀬戸口涉君） 危機管理課、瀬戸口でございます。よろしくお願いたします。

委員御質問のですね、まず被災者支援システムと災害時支援システムの間連関性についてでございますけれども、被災者支援システムにつきましては、あくまでも要配慮者を含めて被災者全員のその後のケアとか、そういったものを管理するシステムということになっております。

それと、要配慮者支援システムにつきましては、高齢者、障害者と、避難支援の実災害が発生したときに、避難支援が必要な方々、そういった方の名簿情報を取りまとめた情報というふうになっておりますので、直接的に全システム間の連携というものは図られておりませんが、住基情報のやり取りとか、そういったものは共通した作業になってくるかというふうに考えているところでございます。

あと、要配慮者支援システム、災害時支援システムの活用状況でございますけれども、先ほど委員さんからも御紹介ありましたとおり、令和6年度に災害時支援システムにつきましては、職員研修等を実施させていただいております。

す。

今後有事の際に、いざ使えないとどうしようもありませんので、定期的にシステム研修等を開催しながら、システムに対する職員の操作技術の向上等図ってまいりたいというふうに考えております。

以上とさせていただきます。

○委員（太田広則君） もう意見になるんですけど、あんまり帳簿、重ならないようにですね、たしか避難者も、高齢者支援も、被災者支援システムにはメニューとしてあったと思います。ですから、こっちで名簿が2つあったりとか、重複しないように、使う側が簡単明瞭な名簿を、意見で終わります。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（谷川 登君） 確認ですが、令和7年の3月で、各校区、本当に消防団員としてこられた団員の退職者というとは、大体人数的に、今年、3月末で分かりますか。

○危機管理課消防係長（上村圭介君） 危機管理課、上村でございます。

今委員御質問の令和7年3月をもつての退団者数でございますが、現在取りまとめ中でございまして、数値としては、手元にまだない状況でございます。

一応ですね、一応といいますか、本日が入退団等を含めたところの届出の一応提出日というふうに、——失礼いたしました。今取りまとめ中でございます。

○委員（谷川 登君） ありがとうございます。

消防団は八代の本当に大切な組織でございます。退職者があまり増えると団員数が減って、いろんな面にあれが出てきますので、できればもう、この将来の退職者より加入のほうが多くなるように、市としても取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 1つ教えてください。

概要のほうから、ちょっとお話をさせていただきます。

消防団活動事業ということで、細かく書いてあるんですけども、消防団員の退職報償金掛金、これ2500人で4800万円というふうになっています。

消防団員の退職報償金が150人、4712万円というふうになってますけれども、この報償金の掛金というのは、共済組合か何かに掛けてるんだと思うんですけど、これ掛ける意味があるんですか。

ちょっと、システムがちょっとよく分からないんで、うちで報償金というのは準備しているのが4700万円あるのに、また別で掛けるというのが、ちょっと意味がよく分からないんですけど。

○危機管理課消防係長（上村圭介君） 委員御質問の掛金についてでございますけれども、一旦八代市のほうで予算化をしておきまして、後ほど基金のほうから八代市のほうに報償費ですとか、退職報償金が入ってくるというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 退職報償金を掛けるんですよね。共済に掛けるんですよね。そこから入ってくるんですよね、申請したら。（「はい」と呼ぶ者あり）ですよね。

それと別で、この退職報償金150人分というのが4700万円あるんですけど、何でなんですか。

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午後2時57分 小会）

（午後3時01分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 危機管理

課の西田と申します。

先ほど委員お尋ねの退職報償金の4800万円のことでございますけども、掛金のほうは2500人分で一応掛けまして、実際その退職された分のほうを協会のほうに報告をいたしまして、その後、その分の差引きの分をまたこちらのほうに歳入として入ってまいります。

ですので、実際のところ、退職した分の歳入分は、一旦はちょっと定数分の2500人分で掛けるものの、後の分を歳入として受け入れるということになっておりますので、実際は100%の予算ということになります。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 非常に分かりにくいシステムだというのが分かったんで、後ほどまたちょっと教えていただければ助かります。

○委員長（中村和美君） ちょっとそれは、答弁統一しておいて、野崎委員のほうにですね、お願いします。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了し、意見がありましたらお願いします。

○委員（谷川 登君） 先ほど消防団の退職が多いということで、先ほどお話ししましたが、そういう中で、1つは機能別団員という組織が、辞めてもいろんな保険も保障されるような機能別団員というのがありますので、市としても機能別団員の推進をお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・令和7年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午後3時04分 小会）

（午後3時14分 本会）

◎議案第11号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第11号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 引き続き、総務企画部、田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、令和7年度八代市ケーブルテレビ事業についての総括を申し上げます。

まず、本市のケーブルテレビ事業におきましては、坂本、東陽、泉地域におけるテレビの難視聴対策及び地域間の情報格差是正を目的として、平成16年度から平成18年度にかけて順次整備を行い、令和7年度、サービス開始から22年目を迎えます。

現在、本事業の運営につきましては、平成28年度から指定管理者制度へ移行し、テレビやつしろ株式会社に業務の委託を行っております。

そのような中、近年施設や設備、ケーブルテレビの伝送路等に老朽化が目立ち、更新時期を迎えていることから、先ほど総務費の総括の中でも申し上げましたが、令和6年10月から3年間で、テレビやつしろ株式会社による光回線を活用した新放送サービスへの移行を進めております。

また、移行が完了した地域におきましては、既存のケーブルテレビの伝送路設備は不要とな

りますことから、順次撤去を行うこととしており、令和7年度には坂本地域の撤去工事を実施する予定といたしております。

今後もケーブルテレビ事業につきましては、引き続き地域住民の皆様に対し丁寧な説明を行いながら事業を着実に進めてまいります。

以上、ケーブルテレビ事業の総括といたします。

詳細につきましては、上野課長が説明いたします。よろしくお願ひします。

○デジタル推進課長（上野 信君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）デジタル推進課、上野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○デジタル推進課長（上野 信君） それでは、議案第11号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について説明させていただきます。

まず、令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6164万8000円といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括のそれぞれの表の比較欄にございますとおり、前年比2億108万3000円の増額となっております。

内容につきましては、歳出予算から御説明いたします。

恐れ入りますが、ページ飛びまして、7ページを御覧ください。

3、歳出の上段の表、款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・一般管理費は6万5000円で、前年比8000円の増額となっております。これは、右側の説明欄にございますケーブルテレビ事務事業に要する経費で、主なもの

といたしまして、放送番組審議会の委員報酬4万8000円のほか、令和6年度の特別会計に係る消費税として、公課費1万3000円でございます。

次の目2・施設維持管理費は2億2065万9000円で、前年比1億9252万6000円の増額となっております。これは、右側の説明欄にございますケーブルテレビ維持管理事業に要する経費で、主なものといたしまして、令和6年10月から順次民間事業者による新放送サービスへ移行することに伴い、不要となるケーブルテレビ伝送路等を撤去するための費用で1億9044万3000円でございます。

令和7年度は坂本地域、令和8年度、9年度は泉地域及び東陽地域での撤去を予定しております。

増額の理由といたしましては、今年度から伝送路等の撤去に着手することによるものでございます。

なお、財源といたしましては、全額市債としております。

また、その他の経費といたしましては、センター放送機器及び伝送路等の修繕費500万円、指定管理者でありますテレビやつしろ株式会社への指定管理委託料2495万円、また、同じく指定管理者に最低賃金上昇に伴う人件費の差額補償17万2000円でございます。

次に、目3・施設整備費は2914万8000円で、前年比855万円の増額となっております。これは、右側の説明欄にございますケーブルテレビ施設整備事業（豪雨災害）に要する経費で、坂本地域において、令和2年7月豪雨災害の復旧工事として、国・県が実施する宅地や道路のかさ上げ等に伴い、既設の電柱の移設の必要性が生じたことによるケーブルテレビ伝送路の移転に係る費用でございます。

増額の理由といたしましては、国・県の工事規模が拡大されたことに伴い、伝送路の支障移

転範囲も増加したことによるものでございます。

財源は国・県の補償金としております。

次に、下段の表、款2、項1・公債費、目1・元金1158万9000円、目2・利子18万7000円は、平成26年度に実施したインターネットの高度化に必要な設備の改修や、平成27年度の台風及び令和2年7月豪雨により被害を受けた設備の復旧費用等で借り入れた起債の償還金となっております。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。

お戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。

2、歳入の上段の表、款1・財産収入、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入は59万8000円で、前年比10万1000円の減額となっております。これは、ケーブルテレビの伝送路の貸付料で、市所有の伝送路の空き芯を携帯電話事業者に貸し付けているものでございます。

減額の理由といたしましては、令和6年度に泉地域の1か所を、市所有の伝送路からNTT光回線に切り替えたことによるものでございます。

次に、中段の表、款2・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金は4150万1000円で、前年比223万4000円の増額となっております。これは、歳出予算に対する不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

上段の表、款4・諸収入の項1、目1・雑入2914万8000円で、855万円の増額となっております。これは、歳出で御説明しました坂本地域における国・県のかさ上げ工事に伴い、ケーブルテレビ伝送路の移転に対する補償金でございます。

最後に、下段の表、款5、項1・市債、目

1・ケーブルテレビ事業債は1億9040万円で、前年比1億9040万円の増額となっております。これは、歳出で御説明いたしました新放送サービス移行に伴い、ケーブルテレビ伝送路等の設備撤去に係る費用に充当するものでございます。

以上で令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第29号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（上野 信君） 引き続きまして、説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただ

きます。

○委員長（中村和美君） はい。

○デジタル推進課長（上野 信君） 議案第29号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書は51ページからになりますが、右肩に議案第29号関係資料と記載した資料に沿って説明いたします。

それでは、まず1点目の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、法と申します。一部改正に伴い、引用事項を整理するもので、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで本人確認を行うことができるようにするため、法が一部改正され、これにより生じた条項のずれを整理いたします。

施行期日は、法の施行に合わせ、令和7年4月1日といたします。

次に、2点目の改正は、条例を根拠として、個人番号の利用等を行う事務、いわゆる独自利用事務に関する事項を追加するもので、デジタル庁からの通知に基づき、法において定める個人番号の利用事務を行う事務等について、本市で利用する住登外者宛名番号管理機能において、住登外者のマイナンバーに係る情報を管理し、住登外者宛名情報の利用及び提供を行うに当たり、所要の規定の整備を行うものでございます。

この住登外者宛名番号管理機能は、市外にお住まいの方で、本市に固定資産をお持ちの方など、本市と関わりのある方の情報、住登外者情報を自治体内で一元的に登録・管理をするものでございます。

内容につきましては、条例別表第1に、独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、条例別表

第2及び第3に、市長または教育委員会が事務を処理するために、庁内連携により利用し、または提供を行う特定個人情報として、住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者の情報を追加いたします。

2ページ以降に新旧対照表を添付しております。

施行期日は公布の日からといたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第29号・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午後3時29分 小会）

（午後3時30分 本会）

◎議案第25号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第25号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博之君） 人事課の田中でございます。

それでは、議案第25号・八代市一般職の職員に関する条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○人事課長（田中博之君） それでは、議案書は15ページでございます。説明は、右肩に議案第25号関係資料と記載されております資料を用いて説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページのほうをお願いしたいと思います。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与表及び諸手当を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

まず、（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例、八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてでございます。

初めに、①扶養手当の見直しにつきましては、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

令和7年度から8年度までの2年間で段階的に実施することとしており、配偶者については、現在の月額6500円から、令和8年度には廃止をいたしまして、子については、現在の1万円から、令和8年度には1万3000円としております。

次の②地域手当の見直しにつきましては、まず、地域手当とは勤務地や地域ごとの物価や生活費の格差を是正するために支給される手当でありまして、今回支給地域の単位を広域化し、

都道府県を単位としまして、現在の7級地から5級地へと改定するものでございます。なお、本市は地域手当の支給地域ではないため、直接的な影響はございません。

次の③通勤手当の見直しにつきましては、電車等の交通機関を利用する際の1か月の支給限度額を、現在の5万5000円から15万円に引き上げ、人事交流等で県外などへの勤務先への異動等に伴い通勤距離が長くなる職員に対し、これまで別途支給する上限2万円の特急料金の上限を廃止しまして、15万円の範囲内で支給することを可能とするものでございます。

次の④管理職員特別勤務手当の支給対象時間の見直しにつきましては、この手当は、管理職手当を支給されている職員が、勤務時間外に災害関連の業務など通常業務とは異なる業務に対応した後、振替休日を取得できなかった場合に支給されるもので、今回平日の対象時間を午後10時からへと見直すものでございます。

次のページをお願いいたします。

⑤再任用職員への手当の見直しについては、現在再任用職員は支給対象外となっております住居手当について、常勤職員に準じて支給を行うものでございます。

次の⑥給与表の改定については、行政職給与表の3級から7級及び医療職給与表の2級から4級において、それぞれの初号の号給額を引き上げることで、給与水準の底上げを図り、対象となる号給の給与改善を実施するものでございます。

次に、（2）八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。

特定任期付職員に対して期末手当に加えて、顕著な業績を収めた場合に支給される業績手当を廃止しまして、代わりに勤勉手当を支給するものでございます。これは、常勤職員との均衡を踏まえ、制度の見直しを行うものでございま

す。

次に、(3)八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

会計年度任用職員の行政職給与表についても、常勤職員と同様に、3級の初号の号給額を引き上げ、給与水準の底上げを図り、給与改善を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(野崎伸也君) 影響額とかっていうのはどぎゃんですか。

○人事課長(田中博之君) まず、扶養額のほうでの御回答をさせていただきたいと思えます。

現在配偶者の手当、こちらが146名と、子の手当、扶養手当が714人おまして、それを来年度の場合で計算しますと、672万円の増加ということになります。

その後、令和8年度の概算を同様の数で行いますと、それから759万6000円の増加ということを見込んでおります。

以上でございます。

○委員長(中村和美君) いいですか。

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代市一般職の職員の給与に

関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第26号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

○人事課長(田中博之君) 引き続き、議案第26号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

議案書は37ページでございます。説明は、右肩に議案第26号関係資料と記載のある資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法及び同法施行令が一部改正されたことを受け、国家公務員に準じた措置が必要となることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、まず、(1)就業手当の廃止について御説明いたします。

雇用保険法の改正によりまして、失業給付の受給資格者が早期に再就職した場合に支給される就業促進手当のうち、就業手当が廃止されることとなりました。

この就業手当は、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して再就職した人に支給されていましたが、これまで受給者数が少ないことと、より安定した雇用への再就職を促進する必要があるということで廃止に至ったもので、これらの改正に準じ、本条例において就業手当に関する条文を削除するものでございます。

次に、(2) 特例給付措置期間の延長、暫定措置の延長について御説明いたします。

こちらは、雇用保険の特例給付措置で、災害などで雇用機会が少ない地域の失業給付日数を延長するもので、同措置が令和9年3月31日まで延長されたことにより、本条例においても同様に改正するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

また、経過措置としまして、施行日前までに職業に就いた者に対する就業促進手当については、従前どおりというふうにしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第26号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第40号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めま

す。

○人事課長(田中博之君) 引き続き、議案第40号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案書は3ページでございます。説明は、右肩に議案第40号関係資料と記載のある資料を用いて説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の改正を踏まえ、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、(1) 第1条関係、八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、主に2つ改正を行います。

1つ目は、①超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大でございます。

改正内容といたしましては、職員が請求した場合に、超過勤務を免除する制度について、この制度の対象となる子供の範囲を、現行の3歳未満から小学校就学前までに拡大するものでございます。

2つ目は、②仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境の整備についてでございます。こちらは新たに規定するものでございます。

この内容につきましては、介護を必要とする状況を申し入れた職員に対し、制度説明や意向確認のための面談等を実施するもので、また介護両立支援制度等の利用が円滑に行われるよう、制度の周知、研修の実施、相談体制の整備等を行うこととしております。

次に、(2) 第2条関係、八代市職員の育児休業等に関する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉

に関する法律の一部改正に伴い、本条例において引用しております同法の条項を改めるものがございます。

最後に、施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第40号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（人事課長田中博之君「訂正をお願いしたいです」と呼ぶ）

○人事課長（田中博之君） 先ほど議案第25号関係で、野崎委員のほうから、どれくらいの影響があるかということで、私、もしかしたら、単位のほうを間違えて説明したかと思しますので、もう一度説明させていただきます。

扶養手当の部分で説明をしたかと思いますが、令和6年度から令和7年度までの影響額ですね、こちらのほうが増額となっておりますのが672万円に訂正をさせていただきたいと思っております。よろしかったでしょうか。

その次が、7から8年度の分が759万6000円の増加ということになります。失礼しま

した。

○委員長（中村和美君） それでは、小会します。

（午後3時44分 小会）

（午後3時45分 本会）

◎議案第27号・八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第27号・八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 危機管理課、西田でございます。説明につきましては、失礼いたしまして、着座にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第27号・八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は39ページからになりますので、39ページを御覧いただきますようお願いいたします。

あわせて、新旧対照表も追加で資料として提出しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

説明につきましては、議案第27号の関係資料を使って説明させていただきます。

まず、改正の趣旨と内容でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令に基づきまして、非常勤消防団員に支給する消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上区分が追加されるという改正がありましたので、それに基づいて改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第27号・八代市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第41号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長補佐（西田昌博君） 改めまして、危機管理課、西田と申します。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第41号・八代市消防団員公務災害補償条例の一部改正について説明いたします。

タブレット内の議案書7ページを御覧いただきますようお願いします。

まず、改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が非常勤消防団員等、またはその遺族に対しまして、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業として、公

務災害補償制度が設けられております。

このたび非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げ、また扶養親族のある非常勤消防団員等における補償基礎額の加算額が改正されるため、本市で定められている関係条例についても改正が必要なものでございます。

次に、改正の内容といたしましては、先ほど申し上げました算定の基礎となる補償基礎額におきまして、階級が団長及び副団長で勤続年数が10年未満の場合、1万2500円から1万2900円に引き上げ、10年以上20年未満の場合、1万3350円から1万3700円に引き上げられております。

続きまして、階級が分団長及び副分団長で勤続年数が10年未満の場合、1万800円から1万1300円に引き上げ、10年以上20年未満の場合、1万1650円から1万2100円に引き上げ、20年以上の場合、1万2500円から1万2900円に引き上げられております。

続いて、階級が部長・班長及び団員で勤続年数が10年未満の場合、9100円から9700円に引き上げ、10年以上20年未満の場合、9950円から1万500円に引き上げ、20年以上の場合、1万800円から1万1300円に引き上げられております。

また、消防作業従事等に対します損害補償に係る基礎額が、最低額9100円から9200円に、最高額1万4200円から1万4500円に引き上げられております。

続きまして、扶養に係る補償基礎額の加算額につきまして、今回人事院の勧告に基づく公務員の給与改定がなされたことに伴いまして、扶養手当支給等を参考に、第1号の配偶者の場合、217円から100円に引き下げ、第2号の22歳の子供の場合、333円から383円

に引き上げております。

最後に、施行期日におきましては、令和7年4月1日から施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第41号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午後3時52分 小会）

（午後3時53分 本会）

◎議案第28号・八代市公民館条例等の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第28号・八代市公民館条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（福田裕之君） 文書統計課の福田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第28号の八代市公民館条例等の一部改正につきまして御説明いたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○文書統計課長（福田裕之君） 議案書のほう

は41ページから50ページでございますが、別に配付をしております、右肩に令和7年3月定例会、総務委員会資料（文書統計課）と記載されている資料に沿って御説明いたします。

資料上段の1、改正の趣旨を御覧ください。

改正の趣旨でございますが、下に掲げております（1）から（3）までの事由により、公の施設の休館日等と開館時間等につきましては、条例において規定することが適当でありますことから、これら休館日等、開館時間等に関する規定を条例で定めるに当たって、所要の改正を行うものでございます。

その事由の1つ目の（1）ですが、公の施設全般につきまして、地方自治法第244条の2第1項に、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されており、また地方自治法逐条解説において、その管理に関する事項には、公の施設の使用に関する事項を含むとされておりますことから、休館日等、開館時間等のこれら使用に関連する事項は、条例で定めることが適当であること。

次に、2つ目の（2）の事由としましては、指定管理者を導入する施設について、地方自治法第244条の2第4項に、条例には指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものとする規定をされており、その管理の基準としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての休館日、開館時間などの基本的な条件のほか、当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであることとする、総務省自治行政局長通知が発出されておりますことから、指定管理者導入施設では、休館日等、開館時間等を必須で、条例で規定する必要があること。

また、3つ目の（3）の事由としましては、先ほどの（2）の事由により、指定管理者導入

施設では、休館日等、開館時間等を必須で、条例で規定することとなりますことから、指定管理者を導入していない施設におきましても、これら休館日等、開館時間等を条例で規定することとしなければ、指定管理者の導入、未導入によって、条例での規定のありなしが生じてしまうこととなります。

これらの事由により、休館日等、開館時間等については、条例において規定をすることが適当でありますことから、所要の改正を行うというものでございます。

次に、2項目めの改正の内容ですが、資料1ページ下段から2ページにかけまして掲げております10本の条例、公の施設条例につきまして、それぞれの条例の施行規則などで規定しております休館日等や開館時間等を条例に移管する形で規定の整備を行います。

また、そのほか休館日等や開館時間等の条項の追加により、条ずれが生じますことから、これらに伴う引用条項の整理などを行うものでございます。

なお、今回の改正は規定の整備などを行うもので、公の施設の休館日等や開館時間等そのものに変更はございません。

最後に、施行期日は公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第28号・八代市公民館条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午後3時57分 小会）

（午後3時58分 本会）

◎議案第30号・八代市地域振興基金条例の制定について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第30号・八代市地域振興基金条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） こんにちは。財政課、吉永でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

では、議案書57ページ、お願いいたします。

議案第30号・八代市地域振興基金条例の制定につきまして御説明をいたします。

提案理由でございますが、市民の連携の強化及び地域振興等に要する費用に充てるため、基金を設置するに当たり条例の制定が必要ということで提案するものです。

説明につきましては、別途配付をいたしております1枚紙の資料により説明をいたします。

まず1点目、制定の趣旨でございます。これまで本市の各種イベント補助や住民自治推進事業などの地域振興事業につきましては、経済の活性化及び地域の交流を図ることをもって地域振興に資することを目的として、平成24年度に設置しておりましたまちづくり交流基金を活用して実施してまいりました。

しかしながら、当基金は令和7年度末で基金

残高がなくなる見込みであり、今後も継続して地域振興を図っていくためには、新たな財源の確保が必要な状況でございます。

そこで、今回予定している合併特例事業に基づく基金の設置は、市町村の一体感の醸成に資する事業や旧市町村単位の地域振興事業への活用が可能となっておりますことから、これまでまちづくり交流基金を活用して実施してきた事業の継続や新たな地域振興事業への対応に備えるため、合併特例債を財源とする八代市地域振興基金を設置することとしたものです。

その下の表は、まちづくり交流基金残高の推移を示しております。設置年度の平成24年度が8億8000万円でスタートし、毎年スリーデーマーチや各支所の祭り事業などに活用してきており、表には、令和3年度から直近5か年の推移も示しております。

その下には、本市の合併特例債の発行可能額を示しております。合併特例債には大きく2種類がございます。

1つ目が、標準全体事業費422億8150万円に対する充当率95%の401億6740万円で、これは、本市がこれまで建設事業へ充当し、活用してきているところのものです。

2つ目が、標準基金規模40億円に対する充当率95%、38億円で、これが今回新たに基金を設置するための財源として充当することになります。

次に、2点目、制定の内容です。第1条が設置目的、こちらは市民の連携の強化及び地域振興等に要する費用に充てるため設置することにしております。

第2条が積立てということで、予算で定める額としておりまして、今般の令和7年度当初予算において40億円の積立てを提案しており、これは合併特例債活用の標準基金規模の上限額であり、財源は、第1条に規定する合併特例債38億円と、一般財源2億円を予定しております。

す。

第6条の処分、処分というのは、いわゆる基金からの取崩しによる基金の活用のことですが、それにつきましては、第1条に規定する目的達成のための経費に充てる場合に限り活用することができますが、第6条の第2項において、合併特例債を起こして積み立てた額の取崩し処分については、当該処分を実施する年度の前年度までに合併特例債の償還を終えた額の範囲内で使うことができますとなっております。

最後に、3点目、施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 今までのやつで、表があるんですけども、毎年大体7000万円ぐらい使っているというのがありましたけれども、これの使う事業の内訳というのは、先ほどありましたスリーデーマーチとか、各種支所の祭り事業というようなことでしたけど、それ以外にも何かありましたか。

あと、その償還のやつで、前年度償還分しか使えないんですよというような話だったですけども、7000万ぐらい使えるんですか、毎年。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） まず1点目のこれまでの活用の主なやつですけども、今言いましたスリーデーマーチが大体1000万円ですね、毎年ですね。

あと、各支所祭り、1支所400万円の5支所で2000万円、その辺りにも使ってきてまして、あと、住民自治推進事業で630万円、毎年30万円の21協議会に補助を出していると。ああいうのにも、これを使ってきておりました。

中にはちょっと突発的なものとしては、令和元年ぐらいに女子世界ハンドの大会がありました。あれにも活用はしております。そういうところのものが主なものです。

あと、2点目の7000万円ぐらいずつ使っている部分が、償還済みで活用できるのかというお尋ねですけれども、先ほど予算の審議のときにも言いましたとおり、一応38億円は20年償還で考えておりますので、1億9000万円ずつぐらいは返していくということになりますので、その翌年に7000万円程度とかでしたら、十分毎年活用できるという形になります。

以上です。

○委員（野崎伸也君） ハード事業には使えないっちゃうことですよ。

○理事兼財政課長（吉永千寿君） こちらの基金設置の分は、ソフト事業という形に限られております。

○委員長（中村和美君） いいですか。よろしいですね。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第30号・八代地域振興基金条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午後4時05分 小会）

（午後4時06分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等につきまして、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午後4時06分 小会）

（午後4時07分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して5件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（令和7年度組織機構再編の概要について）

○委員長（中村和美君） それでは、まず、令和7年度組織機構再編の概要について説明願います。

○人事課長（田中博之君） 人事課、田中でございます。

令和7年度組織機構再編の概要につきまして説明をさせていただきます。失礼しまして、着

座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○人事課長（田中博之君） それでは、資料、令和7年度組織機構再編の概要を御覧いただければと思います。こちらに沿って説明をさせていただきます。

まず、令和7年度の組織再編でございますが、新たな行政課題や市民ニーズに対応するとともに、効率かつ効果的な組織機構を構築するため、課、室、係の新設及び室、係の廃止を予定しております。

最初の健康福祉部におきましては、こども未来課とこども家庭支援課、2課への再編を行います。

こちらは、公立保育園の民営化の推進、放課後児童クラブの整備や婚活事業等、結婚、子育て支援に係る取組を総合的に調整・企画するため、また令和6年4月に設置したこども家庭センターにおける支援が必要な妊産婦、子供、子育て家庭への迅速な支援を行うため、こども未来課をこども未来課及びこども家庭支援課に再編するものでございます。

この再編に伴い、こども家庭センターの設置場所をこども家庭支援課と健康推進課に変更することとしております。

次に、2、室等の新設、廃止でございます。市民環境部において、市で所有しております環境施設の維持管理を一元化し、業務の効率化を図るため、環境センターの維持管理を環境施設課に移管し、循環社会推進課の環境センター管理係を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。

健康福祉部において重点支援給付金事業推進室の廃止を行います。こちらは、重点支援給付金事業推進室を廃止し、給付金事務を健康福祉政策課に移管することとしております。

次の経済文化交流部においては、ふるさと納税推進室の新設を行います。こちらは、ふるさと

と納税のさらなる推進を図るため、観光振興課ふるさと納税推進係を廃止し、経済文化交流部にふるさと納税推進室を設置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

農林水産部においては、い業振興室の新設を行います。こちらは、イグサ・豊表産地の存続に向け、生産中止が相次いでおります専用機械の再生産や販路開拓など、生産から流通に係る推進体制を強化するため、農業振興課にい業振興室を新設するものでございます。

次に、フードバレー推進課の係再編を行います。こちらは、フードバレーやつしろ基本戦略構想の農林水産物の高付加価値化、食関連事業の集積及び雇用の創出を効率的、効果的に推進するため、流通企画係と輸出促進係を販路拡大推進係に、マーケティング戦略係を地域ブランド推進係に再編するものでございます。

以上で令和7年度の組織機構再編の説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） それでは、まず、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） いろいろ、何か推進したいというようなことで、新しく新設とかというのがあるんですけども、今、企業誘致の関係ですね、非常に重要な部分じゃないかなと思うんですけど、そこら辺のですね、推進室とか、別係で特別につくってやるというのは、考えはなかったんですか。

○人事課主幹兼人事係長（松永智秋君） 人事課の松永でございます。よろしくお願ひいたします。

委員御質問の企業誘致の組織が必要ではないかという御提案なんですけれども、昨年度ですね、商工政策課のほうを再編しておりまして、その中で工業振興係を2係に分けまして、企業立地推進係というのを、新たに昨年度、——本

年度ですね、失礼しました。本年度の4月に設置をさせていただいております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） すみません、私が知らなくて申し訳ございません。頑張っていただければと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で令和7年度組織機構再編の概要についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午後4時12分 小会）

（午後4時13分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代亜紀さんメモリアル事業について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、八代亜紀さんメモリアル事業について説明願います。

○秘書広報課長（中川順一君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）秘書広報課の中川でございます。

秘書広報課からは、八代亜紀さんメモリアル事業につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○秘書広報課長（中川順一君） おととの年末にお亡くなりになられました八代亜紀さんにつきましては、ふるさと八代へ多大な御貢献をいただいたことに対しまして、昨年2月に市から名誉市民の称号を贈呈いたしました。市民の方やファンの方からは、記念碑や銅像、歌碑などをといったモニュメントをつくってほしい、国民栄誉賞を授与してほしい、また駅で八代さんの曲のメロディーを流してほしいなどの

声が寄せられていたところでございます。

市といたしましては、このような市内外からの御意見、御要望などを踏まえまして、八代さんのふるさと八代への多大なる御貢献やこれまでの御功績を、何かしらの形で後世に残していくことができないかという思いから、今回の八代亜紀さんメモリアル事業の検討を開始したところでございます。

検討に当たりましては、八代亜紀と共に明日の八代をつくる会事務局の八代商工会議所をはじめとする関係団体の皆様と共に、昨年9月に実行委員会を立ち上げまして、記念碑設置や八代さんの衣装の展示、また八代さんのメロディーの活用などの事業について、これまで会議を3回開催しながら検討を重ねてきたところでございます。

また、これらの事業を実施するため、昨年1月14日から今年の1月末までクラウドファンディング型のふるさと納税や、市民の皆様からの寄附金の募集を行ったところでございます。

本日は、その寄附金の募集結果及び実行委員会で承認されました事業の主な取組内容につきまして御報告、御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

まず、1の寄附金の募集結果についてでございますが、寄附金の募集につきましては、令和6年11月14日から令和7年1月31日までの約2か月半にわたりクラウドファンディング型のふるさと納税と、市役所の窓口受付による一般寄附の2種類で実施したところでございます。

その結果でございますが、表に記載のとおり、寄附件数はふるさと納税によるものが6840件、一般寄附が24件、合わせて6864件、寄附金の総額といたしましては、ふるさと納税が1億43万3920円、一般寄附が7万88円で、合計して1億119万4008円

ございました。

その表中、横の欄、事業充当可能額と記載してございますが、これはふるさと納税の返礼品や事務経費を除いた額、つまり本事業費として充てることができる額でございまして、ふるさと納税分が4234万9912円、一般寄附が76万88円、合わせまして4311万円という結果でございました。

次に、主な事業内容につきまして御説明いたします。

まず、1点目、2の(1)でございまして、記念碑等製作及び設置でございまして、八代さんの写真や功績等を掘り込んだ石碑を設置し、これと併せて八代さんの写真等を記したベンチアートを併設するものでございまして、八代さんの功績をたたえるにふさわしいモニュメントとして製作したいというふうに考えております。

また、記念碑を設置するお祭りでんでん館を起点といたしまして、堀端通からお城通に沿って、この後説明いたします八代さんのステージ衣装等を展示する八代市役所までをつなぐ通りを八代亜紀さんの最後の楽曲タイトル、想い出通りにちなんで、八代亜紀想い出通りと称し、その通りを演出するための事業といたしまして、八代亜紀さんに関するパネルの設置や街路灯を活用したシルエットオブジェ、そしてプロジェクションロゴライトを製作、設置しようとするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

2点目のメロディー製作及び活用に関してでございますが、八代さんの代表曲でございます舟唄を、新八代駅の新幹線ホーム発着メロディーとして、また市役所の電話保留音として流そうというものでございます。

また、先ほど説明いたしました八代さんに関するパネルにおきまして、八代さんのAI音声メッセージを聞くことができる仕組みづくりを

行いたいというふうに考えております。

次に、3点目の衣装等の展示でございますが、八代さんが所属されておられた所属事務所のほうから寄贈されますステージ衣装、それからトロフィー等を市役所本庁舎や新八代駅構内に展示いたしますとともに、八代さんの絵画のジークレー版画、また寄附金をいただきました皆様に写真の提供をお願いいたしまして、その写真を組み合わせて、八代さんのモザイクアートを制作、展示したいというふうに考えております。

なお、本庁舎での展示場所につきましては、1階のホール3と言われますエフエムやつしろと会議室の間のスペースを活用したいというふうに考えております。

最後に、4点目でございますが、肥薩おれんじ鉄道の車両1両を、八代さんの写真等でラッピングし、広くPRしたいというふうに考えております。

説明は以上となりますが、この事業は全国から多くの方に応援いただきまして事業を進めることとなります。いただきました御寄附を大切に活用し、八代さんのこれまでの御功績に恥じない事業となるよう関係団体と協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長(中村和美君) 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(山本敬晃君) 八代亜紀さんの舟唄を発着メロディーということなんですけど、新幹線だけですか。在来線のほうはない。

○秘書広報課長(中川順一君) 新幹線のほうだけでございます。今考えておりますのは、新幹線のほうだけです。

○委員(山本敬晃君) 結構在来線の駅でも、そういう何か、そこにちなんだですね、楽曲とか流されていると思うんですけど、その在来線の検討をされなかったんでしょうか。

○秘書広報課長（中川順一君） 在来線のほうも検討させていただきまして、結構機材の改修とかに、かなり高額になるというのもございますけれども、まずは新駅のほう、新幹線の、県外から来られる、市外から来られる方が乗降される、まず新八代駅のホームというところで、今回新八代駅の発着メロディーというところで考えたところがございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（太田広則君） まだベンチイメージだけなんで、あれなんですけど、これ、一般の観光客も座れるベンチですか。

○秘書広報課長（中川順一君） ベンチアートと申しましたけれども、ベンチ、椅子でございますので、座ることはできます。

○委員（太田広則君） 例えば観光客がここに座ろうとしたら、この状態で座ろうとしたら、全部隠れてしまうたいな。だから、できれば座ったときに、八代亜紀さんと、今書いてあるのが分からんけれども、記念撮影できるような、これ座ったら、全部消えていく、隠れてしまうと思います。だから、もしあれやったら、もっと上に上げて、座ってもちゃんと八代亜紀さんとか、何か書いてあるのが映れるようにしたらどうかというふうに思いました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 新駅のメロディー製作とかですね、こういった石碑、非常に、それと何ですか、プロジェクトロゴライト等を製作、設置するとか、いいアイデアだと思うんですけど、これはどちらのほうで考えられたですかね、この内容を。八代市のほうで。

○秘書広報課長（中川順一君） 事務局、秘書広報課のほうで行っておりますけれども、我々のほうで、いろいろ事例を勉強いたしまして、実行委員会のほうで諮って、また実行委員会の

ほうからも御意見いただきながら、最終的にこの事業を決定したところでございます。

○委員（高山正夫君） 実行委員会って、あるわけですね。

○秘書広報課長（中川順一君） 実行委員会がございます。実行委員会のほうには、先ほど申し上げましたけれども、八代亜紀と共に明日の八代をつくる会事務局であります八代商工会議所、経済開発同友会、それから青年会議所、それ以外に八代商工会、DMOやつしろ、またオブザーバーとして熊本県の県南広域本部、またアドバイザーとして八代亜紀さんが所属されていた事務所の社長のほうにも参画いただいて、その中で検討してまいりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） ちょっと教えてください。

でんでん館から市役所を結ぶ道路というのが、ちょっといまいち分からないんで、そこを教えてほしいのと、プロジェクトロゴライトというのが何なのかが分からないというのがあります。

あと、ジークレー版画というのが、またそれも分からないんで教えてください。

あと、さっき山本委員からも言われたんですけど、せっかくこの肥薩おれんじ鉄道のラッピング車両というのをつくるのであれば、やっぱり在来線のところで、やっぱり舟唄を流したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。そちらもちょっと。

○秘書広報課長（中川順一君） まず、お祭りでんでん館から市役所を結ぶ道路でございますが、でんでん館とお堀に挟まれた通り、こちら堀端通と呼ばれておりますけれども、堀端通を南下いたしまして、それから、ちょうどお堀の角のところから市役所方面に曲がるL字に、そこ、お城通と呼ばれておりますけれども、そのお堀通からL字にお城通に入っただいて、

市役所までを通るルートでございます。

次に、プロジェクションロゴライトでございますが、これ、主に夜間になるんですけども、地面を照らすような通常のライトではなくて、地面に投射されたときに、その投射された路面の上で、例えばいろいろな絵を投射することができるものでございます。例えばそこに八代さんのシルエット画像とか、そういったものを、例えば歩道に投射するとか、そういったことができるものでございます。

それから、ジークレー版画でございますけれども、ジークレーとは吹きつけという意味であるようで、版を必要としない、吹きつけの超高性能なインクジェットといいますか、インクジェットの吹きつけでつくられた版画でございます。保存性、耐久性に非常に優れているというふうに言われているものでございます。

それから、最後の在来線というところでございますが、今回新八代駅の新幹線の発着メロディーというところで、1つ大きかったのが、ちょうどメロディーの改修を、発着メロディーのですね、改修の時期に合わせられるというところがありましたもんですから、そこで、ちょうど我々がやろうとしている、ちょうど工事といいますか、改修工事も時期を合わせることができるというところがあったのが一つでございます。

それと、あとは在来線も、先ほど申し上げましたけれども、検討する中で、例えばそのほかに出た案といたしましては、肥薩おれんじ鉄道の車両の中で流せないかとか、いろいろありましたけれども、いろいろ音楽関係につきましては、JASRAC等々の権利関係も出てまいります。

新八代駅のJASRACの使用料といたしましては、年間2万円程度で済むというのも一つございましたので、そういった後年度のことも考えてですね、まずは、ここに、新八代駅とい

うところで考えたところでございます。

事業費がかなり多ければそういったところもできましたけど、そういう新八代駅でのメロディー発着というところで、予算を考えて承認いただいたというところでございます。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

あと、でんでん館から市役所を結ぶ道路というのが、堀端通からお城通という話が、これが八代亜紀想い出通りというふうに変わるというようなことですね。

○秘書広報課長（中川順一君） 堀端通、それからお城通の名称を変えて、想い出通りとすることは考えておりません。それぞれ旧八代市時代の市制50周年を記念して、それぞれ名前をつけられておりますので、その中でつなぐところを、言わば愛称としてですね、想い出通りとして、我々装飾をしていきたいというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） 今説明があったんですけども、大変いいことだと思います。

ただ心配しますとは、出展してあるものに対してですね、ガードは大丈夫かなというか、その辺り、何か。いろいろとありますね。

○秘書広報課長（中川順一君） 盗難防止やいたずら防止だと思います。そこは、実行委員会の中でも御意見いただいております。例えば市役所の中でも、言わば1階のオープンな場所に衣裳等を展示することになりますので、そこは防犯カメラ等を設置したいというふうに考えております。

○委員（百田 隆君） はい、分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほど、このベンチですね、何か新しい新技術で投射する、削るという話だったんですけど、私が一番心配するのは、

日本製紙にガメさんの絵が描いてあって、あれも新しい技術でという話で聞いたんですけど、結果的には、もうえらい劣化してしまってる。その辺りですね、やはりやる前に、一番いいのは彫るのが一番いいんでしょうけど、しっかり確認してやられた方がいいかなというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で八代亜紀さんメモリアル事業については終了いたします。
執行部入れ替わりのため小会いたします。
（午後4時31分 小会）

（午後4時32分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査
（泉支所移転スケジュールについて）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。
次に、泉支所移転スケジュールについて説明願います。

○泉支所長（田島功一郎君） 泉支所の田島でございます。よろしくお願いいたします。

泉支所の移転工事につきましては、昨年末から本格的な工事に着手いたしておりまして、現在施工業者との定期的な工事打合せ等を行いながら、進捗管理を行っているところでございます。

工事期間につきましては、本年6月末までを予定しておりまして、本日は、現在の工事の進捗状況及び今後の予定につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、岩田地域振興課長より、資料に沿って御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○泉支所地域振興課長（岩田 剛君） 泉支所地域振興課の岩田でございます。

泉支所移転に向けた工事進捗及びスケジュールについて説明させていただきます。

説明は、泉支所移転スケジュールについてと表題を掲げている資料により進めさせていただきます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○泉支所地域振興課長（岩田 剛君） 資料の2ページをお願いします。

支所移転を進めることとなった背景、目的及び移転先の概要につきましては、令和5年12月定例会の所管事務調査において説明させていただいたところでございますが、現在工事も進んでまいりましたことから、改めまして、工事の進捗及び移転スケジュールについて説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

振興センターいずみを支所として業務が行えるようにするため、令和5年度末より施設改修工事に係る設計業務委託を行い、工事費の算出、令和6年度6月補正予算への工事費の計上を経て、工事に係る入札から契約と進めてまいりました。

なお、令和5年12月定例会の所管事務調査におきましては、支所移転時期を令和7年4月と説明しておりましたが、令和6年度6月補正予算において、工事費を計上する際に、工事資材や設備の仕入れにかかる期間を考慮した工期確保のため、年度内の工事完了が困難となることから、繰越明許費を設定させていただいております。

それでは、工事の進捗でございますが、現在建築工事、電気工事、機械工事の3つの工事が発注されており、それぞれ連携しながら工事を進めているところでございます。

建築工事の主な内容としましては、これまで屋外での足場工事や外壁改修工事をはじめ、屋内工事として、2階フロア改修のための壁や天井の撤去工事などに取りかかっているところでございます。

今後の工事内容としましては、屋外において引き続き外壁改修工事を行うほか、屋上防水工事などを行ってまいります。

屋内工事では、1階管理事務所及び休憩室の改修や、2階部分の内装工事を行い、業務可能なスペース確保を進めてまいります。

続きまして、電気設備工事の主な内容としましては、これまでに屋外工事として、アスファルト解体掘削や空調機電源撤去を行っており、屋内工事として、1階壁の貫通や2階の電気設備の撤去などを行っています。

今後の工事内容としましては、屋外において非常用発電機や燃料タンクなどの基礎工事や受変電盤設置などを行い、屋内工事では、天井配線や電気設備取付け、調整を行うこととしております。

最後に、機械設備工事の主な内容としましては、これまで屋外において室外機の撤去や基礎の増し打ちを行っており、屋内では各階の点検口取付け、3階ではトイレ配管を行っています。

今後の工事内容としましては、屋外では配管、配線を行い、室外機の取付けを、屋内ではエアコン及び便器の取付けなどを行うこととしております。

3件の工事ともに、現場完了後は試運転、調整などを行い、6月末には竣工する予定としております。

地域への対応としましては、これまでと同様に、工事の進捗に合わせ、施設入居団体及びまちづくり協議会などへ移転に向けた工事の状況と今後のスケジュールについて説明と協議を行ってまいります。

また、地域住民の方々につきましても、区長会を通じた説明や、泉支所だよりなどを利用して広く周知してまいります。

最終的な支所移転の予定としましては、本年6月末に工事を完了し、7月中に備品搬入及び

引っ越し作業を完了させ、8月初旬より移転先での業務開始を計画しているところでございます。

資料の4ページは、振興センターいずみの外観及び泉支所の執務室となります2階の現況写真をつけております。

参考として、1階玄関ホールと3階ホールの写真を添付しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で泉支所移転スケジュールについて終了します。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午後4時38分 小会）

（午後4時39分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査
（廃校施設の利活用状況について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、廃校施設の利活用状況について説明を願います。

○財産経営課長（塩塚将朗君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財産経営課の塩塚でございます。よろしくお願いたします。

それでは、廃校施設の利活用状況につきまして、失礼して、着座にて御説明申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。

○財産経営課長（塩塚将朗君） それでは、タブレット端末の資料、右肩に令和7年3月14日、総務委員会、所管事務調査資料、財務部財産経営課と記載のある資料をお願いいたします。

表紙の写真でございますが、上段は旧鏡西部小学校、下段は旧河俣小学校を載せておりま

す。本日は、この2つの施設につきまして、利活用状況について御説明申し上げます。

表紙を開けていただき、1ページ目をお願いいたします。

こちらは、八代市公共施設等総合管理計画から公共施設における維持管理の基本方針を抜粋し、記載しております。

廃校施設などの利活用につきましては、方針3に掲げております公共施設等の効率的な管理運営として、公民連携の考え方を取り入れ、積極的な民間活力の導入を位置づけております。

資料下段に、例としてイラストを掲載しておりますが、施設総量縮減の手法として、A学校及びB学校の統合、学校以外の用途としての転用や施設の集約、老朽化による解体のほか、緑色の枠内のように、普通財産として民間への賃貸、いわゆる有償での貸付けや売却を行うことで、本市の歳入確保及び財政負担の軽減につなげていくといった手法があり、公共施設の維持管理において有効な手段の一つであると考えております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

こちらの表は、平成17年の市町村合併以降、廃校となった施設の一覧で12か所ございます。

色をつけていない施設は、廃校後におきましても、コミュニティセンターや社会教育センターとして転用し、引き続き使用しているもので、オレンジ色で色づけしている施設につきましては、現在民間に利活用を募集している施設で、5か所ございます。

緑色の施設は、今回御説明をいたします旧河俣小学校と旧鏡西部小学校でございます。

次に、3ページ目をお願いいたします。

この資料は、廃校施設の位置関係を示すもので、前のページにありました廃校施設一覧表の施設番号を地図に落とし込んだものでございます。

次の4ページ目をお願いいたします。

この資料では、まず、旧鏡西部小学校の利活用状況について御説明いたします。

現在旧鏡西部小では、資料上段の枠囲みの中に記載しております①から④の4者を相手方として貸付けを行っております。

資料中段の写真では、一番左側から順に、①の自主運営避難所、次に、②障害児通所支援事業の活動風景、③若手就農者で会社を設立されました3名の方の写真、最後に、一番右側は、陸上養殖場の水槽の写真となっております。

資料下段の右側に記載しておりますが、貸付けによる効果といたしましては、本市の歳入として賃借料の約205万円、これは年間でございますが、に加えて、施設を保有することで発生する維持管理費の一部を貸付先である相手方にも負担いただくことで、本市の財政負担が軽減されますことから、それらの額を合計したものと、1年当たり約235万円の歳入の確保及び財政負担が軽減されております。

次に、資料5ページ目をお願いいたします。

資料上段の表の一番上、緑色の部分は、自主運営避難所として地元町内会により活用されており、坂本町以外では初めての設置となります。

期間は2年更新の無償貸付けとなっており、令和5年11月から使用を開始され、避難所の開設及び運営は地元町内会で行われることになっております。

場所につきましては、資料下段の右上、教室棟2階と記載しております緑色の一部屋部分になります。

次に、表の上から2行目となりますが、オレンジ色の部分は、障害児通所支援事業所として、地元事業者により活用されております。

期間は10年間の有償貸付けで、昨年4月から使用を開始され、貸付料は資料記載のとおりでございます。

場所につきましては、資料下段の右下、管理教室棟1階と記載のありますオレンジ色の部分になります。

続きまして、表の上から3行目、ピンク色の部分は、地元の若手農業者3名で設立されました農業法人の事務所として活用されております。

期間は9年と5か月間の有償貸付けで、昨年11月から使用を開始され、貸付料は資料記載のとおりでございます。

場所につきましては、資料下段の右上、管理教室棟2階と記載のありますピンク色の部分でございます。

表の最後、4行目、水色の部分は、今回県外の事業者により、サーモン陸上養殖アクアポニックスセンターとして活用されております。

期間は9年4か月間の有償貸付けで、昨年12月から使用を開始され、貸付料は資料記載のとおりでございます。

場所につきましては、水色に着色している部分で、資料下段の右下、教室棟1階及び左側の給食室などとなっております。

なお、自主運営避難所以外の3事業者につきましては、施設の活用に伴う改修工事なども必要なため、貸付期間は10年間を目安として設定しております。

また、貸付面積などに応じた貸付料や施設の光熱水費、設備の法定点検に係る経費などの維持管理費も負担いただくことにしております。

次に、6ページ目をお願いいたします。

こちらは旧河俣小学校の利活用についてでございます。

現在、本施設では、資料上段の枠囲みの中に記載しております①及び②の2者を相手方として貸付けを行っております。

資料中段の写真では、左側から3つ目までは校舎内を活用されております①の冷凍加工品製造工場、それから、一番右側は運動場に設置さ

れておりますが、太陽光発電所の写真となっております。

資料下段の右側に記載をしておりますが、貸付けによる効果といたしましては、①の冷凍加工品製造工場への貸付けでは、1年当たり約183万5000円の歳入確保及び財政負担軽減額となっております。

また、②の太陽光発電所では、20年間で約700万円、1年当たり直しますと約35万円の歳入確保となっております。

①と②を合わせますと、1年当たり約218万円の歳入が本市に入っておりまして、さらに財政負担が軽減されることとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

資料上段の表の一番上、水色の部分は、太陽光発電所として県外事業者により活用されております。

期間は20年間の有償貸付けで、平成26年4月から使用を開始され、貸付料は資料記載のとおりでございます。

場所でございますが、資料下段の左側配置図の運動場用地と記載のあります水色の部分でございます。

次に、表の2行目、ピンク色の部分は、冷凍加工品製造工場として地元事業者により活用されております。

期間は10年間の有償貸付けで、昨年1月から使用を開始され、貸付料は資料記載のとおりでございます。

場所につきましては、資料下段の右下、校舎1階のピンク色の部分になります。

最後に、8ページ目をお願いいたします。

廃校施設等の利活用に関する方向性についてを記載しております。

冒頭に基本方針といたしまして御説明をいたしましたが、市総合管理計画において、民間活力の積極的な活用を推進することとしておりま

す。

利活用につなげる取組としましては、市有施設等利活用見学会を、令和2年度から年1回開催をしており、延べ96名の皆様に御参加をいただいたところでございます。

また、利活用に関する御提案もいただいております。

今後も引き続き廃校施設等の未利用資産につきましては、さらなる活用につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で廃校施設の利活用状況についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午後4時50分 小会）

（午後4時50分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市犯罪被害者等見舞金制度について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、八代市犯罪被害者等見舞金制度について説明願います。

○市民環境部次長兼人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（吉井光博君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の吉井でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、八代市犯罪被害者等見舞金制度について御説明させていただきます。

この制度は、令和6年12月に制定しました八代市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援の一つとして、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により亡くなられた方の御遺族や重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目

的とし、令和7年4月1日より実施するものでございます。

内容の説明につきましては、提出しています資料、右肩に人権政策課と記載しております資料で御説明させていただきます。

この制度は、犯罪行為により被害に遭われた御本人やその御遺族に見舞金を支給するもので、犯罪被害者等支援条例が施行されました令和6年12月17日以降に起こった犯罪被害が対象となっております。

遺族見舞金の給付額は30万円、給付対象者は、犯罪行為に遭われた日において、八代市に住所を有する第1順位の遺族の方で、犯罪行為により亡くなられた方の配偶者、事実婚を含みます、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。

第1順位の遺族が見舞金の申請をしない場合には、第2順位以降の遺族は見舞金の申請はできません。

同じ順位の方が複数人いた場合には、代表の方1人が申請できます。

重傷病見舞金の給付額は10万円、給付対象者は犯罪行為に遭われた日において、八代市に住所を有し、犯罪被害によって重傷病を負われた御本人で、療養期間が1か月以上、かつ3日以上入院を要すると医師に診断された方、精神疾患の場合は3日以上労務に服することができないと医師に診断された方となります。

遺族見舞金、重傷病見舞金ともに、他の市町村で同種の見舞金を受けられた方、受ける予定のある方は給付の対象外となります。

対象となる犯罪は、国内における刑法等に規定する人の生命または身体を害する罪に当たる行為が対象となり、過失によるもの及び国外のものを除きます。

支給の対象外となる場合は、警察などの捜査機関に犯罪被害の届出がなされていない場合や、被害者または第1順位遺族が、犯罪行為が

発生したことに対して責められる理由がある場合、犯罪行為を誘発した場合、暴力団員である場合、暴力団員または暴力団員と密接な関係にある場合などとなります。

説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（山本敬晃君） 最後の対象外となる場合の、上2つの責められる理由がある場合と誘発した場合というのは、何か具体的な例があるんですかね。それはどなたが判断されるのですか。

○人権政策課主幹兼人権同和政策係長（稲崎敬文君） 具体的なケースというのは、はっきりとはですね、分からないところではあるんですが、例えば犯罪被害者または第1順位遺族が、加害者に対し暴力行為や金銭的な詐欺、そういう行為、加害行為を行ったと、警察に認定された場合というところで、基本的には警察の判断が重くなるのかなというふうには、こちらとしては考えているところです。

以上です。

○委員（太田広則君） 見舞金制度について、これのつくろうとなった、その背景、多分恐らくいろんな通り魔殺人とか多いので、そういう見舞金制度をつくろうというふうに思われたんだろうと思いますが、その背景と今後について教えてください。

○人権政策課主幹兼人権同和政策係長（稲崎敬文君） 熊本県におかれましても、このような犯罪被害者等支援条例というのが、令和4年でしたか、ちょっと分からない、ちょっと確認しなければ分からないんですが、それを契機にできまして、あと、熊本市も昨年度、あと、荒尾市と芦北町が今年度の4月1日からというところになりますので、委員おっしゃられたとおり、このような凶悪犯罪、通り魔殺人、いろい

ろ多いというところを背景に、どこもそういう形で制定するような状況になっているのかなと思っております。

以上です。

○委員（太田広則君） 何か、議会に諮るとか何か。

○人権政策課主幹兼人権同和政策係長（稲崎敬文君） 先ほど言いました熊本県の条例、令和4年ではなく、令和2年度に制定されまして、令和4年度から熊本県の県警本部から、各警察署長を通して各市町村へ条例制定の働きかけの文書等いろいろ来ておりました関係で、そういう流れになっているというところでございます。

以上です。

○委員（太田広則君） 最後は、条例制定まで行く、本市も。（市民環境部次長兼人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）吉井光博君「制定は、もう12月にしております。条例に基づいて」と呼ぶ）いや、もう今ので理解したんですけど。

本市も条例制定のことをですね、了解しました。

○委員長（中村和美君） いいですね。吉井課長、いいですね。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で八代市犯罪被害者等見舞金制度についてを終了いたします。

小会します。

（午後4時58分 小会）

（午後4時58分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午後4時59分 小会）

（午後5時09分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続きを取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、日程調査事項につきましては、書記まで御連絡いただきますればと思います。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後5時09分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年3月14日